

規制改革会議
地域活性化WG
第3回農林水産業・地域産業振興TF
議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議 地域活性化WG
第3回農林水産業・地域産業振興TF
議事次第

日 時：平成19年9月19日（水） 9:30～14:10

場 所：永田町合同庁舎 第2共用会議室

1. 開 会

2. 農林水産省ヒアリング

- ・農地の所有と利用の分離

農業委員会の在り方の見直し

経営局 構造改善課

課長 光吉 一

- ・農協経営の透明化、健全化について

経営局 協同組織課

課長 石井 俊道

室長 大浦 久宜

- ・認定農業者制度の見直しについて

農業分野における銀行等の民間金融機関の参入促進

創業・事業等拡大等への支援について

経営局 経営政策課

課長 佐藤 速水

- ・農業共済制度の見直し

経営局 保険課

課長 村上 堅治

- ・農薬の登録、肥料の銘柄登録、品種の登録、原原種生産の見直し

生産局 種苗課

室長 浅沼 智

消費・安全局 農産安全管理課

室長 鈴木 伸男

3. その他

4. 閉 会

(農林水産省経営局構造改善課関係者入室)

○八田主査 おはようございます。早朝からお越しくさいますして、どうもありがとうございますさいました。ただ今から、農林水産業TFの第3次答申のフォローアップのヒアリングを始めたさと思さいます。

最初は、構造改善課さんからお話をいたさきます。30分ぐらさ御説明をいたさくのですが、もうちよつと長さ方がさいいですさか。

○事務局 今日は御説明を短くして、なるべく意見交換を多くしたさと思さいます。

○八田主査 わかりました。では、20分ぐらさ目途ですさか。

○事務局 15分ぐらさ。

○八田主査 15分ぐらさお話しさいたさいて、その後質疑をしたさと思さいます。どうぞよろしくお願さいます。

○光吉課長 構造改善課長の光吉です。お世話になつておさいます。それでは、説明をさせていたさきます。

まず、私の方からは、農地と農業委員会の関係でござさいます。初めに措置状況とさいうことさ御説明をさせてさいたさいて、その後、答申の中にもさいたさいておさいますけれど、農地政策の見直しにつさいて検討状況の御説明をさせてさいたさきます。

「農地」と「農業委員会」と書さいてある資料を配らさせてさいたさいておさいますと思さいます。私どもの方では、農地の所有と利用を分離とさいうことさ、最初が農地政策の再構築の話。これは後で申しさげます。

さいうやり方でよろさしいですさか。

○事務局 さい。

○光吉課長 2つ目は、農地の長期安定利用スキームの設置とさいうことさ、20年までの利用権の設置が可能であるなどにつさきまして、周知徹底をきちんとするようさというお話でござさいます。これにつさきましては「農地」と書さいてある資料の1ページ目に「農用地の賃貸借の存続期間の取扱いにつさいて」とさいうことさ、民法の原則にのつとつて20年まで設置可能ですとさいうことさ、さいろいろな周知を盛り込んだ通知を出さしておさいます。

勿論、これは通知を出さただけではなくて、ささまざまな担当者会議とさいうのがござさいますので、そこでこの話は勿論してさいるところさござさいます。これが2番目さござさいます。

そして、農地の所有と利用の分離の3つ目としまし、主体を問わさない農地利用の促進とさいうことさ、これはリース方式で一般の法人が農業参入できるわけさござさいますさ、これにつさきまして耕作放棄地以外の農地も使えるんだとさいうことさござさいますさ、これがなかなか知られてさいないのではないかとさいうお話だつたと思さいます。これにつさきましては、3、4ページに入さておさいます。耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることにつさきまして、農林水産省のウェブサイト内で、特定法人、貸付事業に關するQ&A、耕作放棄地だけと聞かいたんですさか。そんなことありませんよとさいうことさ盛り込んだり、4ページには「リースを受けられる農地は耕作放棄地に限られません！」とさいうことさをイ

ンターネット上でお示しをしているところです。

そのほか、パンフレットもお付けしております。特定法人貸付事業による参入を促進するために、こういうリーフレットをつくって周知活動をしておるところでございます。

(3)として農業委員会の関係についても答申をいただいております。(3)の①として、権限行使における判断の統一化ということで、政策意図を農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用、権限行使を是正するために統一的に運用されるよう、判断基準を周知徹底すべきではないかということでございます。

農業委員会の資料の1ページにございますが、業務を行うに当たっての判断基準、特に農地転用許可制度につきまして、この運用の適正化等ということで、農村振興局長から通知を発出して、より具体的なあるいは注意しなければいけないことを盛り込んだ内容としております。

こういった内容につきましては、当然ですけれども、折々に今年度開催されております関係者の会議ですとか、研修の場を通じて周知徹底していますし、あるいはブロックに分かれまして、農業委員会の研修とかがございますが、こういう機会をとらえてきちんと知らしめていきたいと思っております。

農業委員会の②といたしまして、委員構成の見直しという答申をいただいております。これは農業委員会が力を発揮するためには、選任委員は中立的な第三者である学識経験者が参加できるようにすべきだということでございます。

そして、農業委員会には、経営の改善に取り組む意欲のある農業者、あるいはスペシャリストを目指す人である認定農業者などの担い手となる者を増やしていくべきであるということでございます。

これにつきましては、「農業委員会」と題した資料の6、7ページに「農業委員会の選任委員の選定について」ということで通知を改正して、これを知らしめることをしました。

具体的には7ページにございますけれども、①～⑤までの人が入っていることを配慮した方がいいですが、特に青年・女性農業者あるいは認定農業者などの担い手を委員とすることが重要となっているので、きちんと周知徹底しましょうということと、選任委員につきましても、その趣旨を書いた上で、公平・中立な立場から判断をなし得る委員を推薦するようにしましょうということで、周知徹底という措置をしたところでございます。

以上が、答申をいただいたものについての措置内容でございます。

答申の中にもございますが、もう一つの資料「農地政策の見直しについて」お話しをさせていただければと思います。

「農地政策の見直しについて」という横長の資料を配らせていただいております。本年度から、いろいろな農政改革を本格的にスタートしております。それで農地につきましても、この改革を後押しするために必要な見直しを行っていくということで検討してきております。農水省でも、農地政策に関する有識者会議を設けておりますし、あるいは与党の中でも御議論をいただいております。

見直し方向については、長い検討をしてきておりますが、先月基本的な考え方のような形で御説明をして、いよいよ本格的な議論を開始したところでございます。今日はその考え方を御説明させていただきたいと思いますが、今後各方面での議論を積み重ねて、最終的に見直し案ができてくるところでございます。

それでは、資料の1ページでございます。ここは今、申し上げましたように、問題認識としては、もうだれもおっしゃることですが、農業従事者の方が減少し、高齢化し、耕作放棄が増えてきて、担い手の農地、担い手を育てる、利用集積といってもばらばらでどうしようもないといった課題がございます。こういった観点に対応すべく、本年度から農政改革を本格的にスタートしております。先ほど申し上げたように、農地についてもこれを後押ししたいという観点でございます。

そして、その検討方向としては、基本的な切り口としては農地の有効利用が大ぐくりにすると目的になるかと思いますが、この中で言っている柱としては、認定農業者などの担い手に農地を面的に集めること。多様な主体による農業参入によって農地が使われるようにする。そして耕作放棄地を解消していくといったことかと思っております。

「これまでの農地政策」そして「見直しの方向」と書いてありますが、1では、担い手の量的な規模拡大は一定程度進んだとしても、質的にはまだまだ飛び地だったり、分散した状態にあるということから、効率的な農業経営を後押しするという観点から、一定の公的な関与の下で農地の利用調整を図って、面的に担い手にまとまった形で集約するようにしていこうというのが1点。

2点目は、これまでは農地制度における権利の取得についての規制が、所有権と貸借権が同様の扱いでございました。これにつきまして、所有権と貸借権の規制を切り離して、有効利用を促す観点から、貸借についての規制を緩和して、多様な主体に農業に入っただいて、農地を使っただけのようにできないかという観点でございます。

耕作放棄地につきましては、発生の増加というのがございますが、これにつきましては現状把握、そして状況に応じて解消するための支援措置につきまして予算措置を講じていきたい。

優良農地につきましても、学校や病院などにつきまして農地の転用許可が不要となっておりますが、こういったものを許可対象としたり、農用地区域からの除外を厳格化したりということができないかということでございます。

それでは、各論ということで、2ページ以降でございます。これは最初の視点であります面的集積システムの話でございます。

現状といたしましては、さまざまな制度あるいは予算などがございますが、ここでは合理化事業を出しております。合理化事業というものは、県レベルでは活発に売買中心に行われておりますが、市町村レベルでは必ずしもすべてがカバーされていない。

あと、基本的に現場の具体的な志ある方々の取組みがあつて、初めて対応するという仕組みができております。

こういったことにつきまして、右側の「検討方向」にございますが、原則としてまちまちということではなくて、すべての地域に、自ら現場に積極的に働きかけをして、代理人によって農地を集めて、担い手に面的にまとまった形で貸し付けるといった調整組織が位置づけられないかということでございます。

具体的には、市町村なりで一定の方針を定め、その下で面的集積組織というものを位置づける。ここでは、その中で特に現場への働きかけなどで積極的に汗をかいていただくコーディネーターを位置づけたり、農地所有者などに働きかけを行って、そして委任・代理を引き受けて、その結果を踏まえた権利移転のプランを作成して、あるいは賃借料の徴収、支払いの代行などもできないかと考えております。

予算につきましては、こういったコーディネーターを後押ししたり、現場の農地の出し手あるいは引き受け手の方々にインセンティブを付与するという観点から、奨励的なものができるか。あるいは面的にまとまった農地といっても、担い手の方からすると、そこに例えば畦畔が縦横に走っていたりということだとメリットが出にくいということですから、そういったところを除去したりということでございます。

また、税制につきましても何か検討ができないかということでございます。

こういった枠組みの中で、担い手への面的集積を加速していくわけですが、左側でございますが、勿論市町村の中には、すべての方々がこのシステムにお乗りになるわけではない。これに参加されないとおっしゃるようなケースでも、何らかの形で個別に農地の権利移動をされたいというときに、担い手に優先的に集積される、勿論強制的ではございませんが、何かの仕組みというものを考えられないかという切り口を左下に書いているところでございます。これが2ページ目の面的集積システムの仕組みでございます。

3ページ目が情報の一元化による農地情報の提供体制についてであります。

現状は、農業関係機関あるいは行政機関などがばらばらに限定的な情報を持っておりますが、これがいろいろな人の仕事に生かされて、特に先ほど申し上げた面的集積といったものにうまく使っていかなければいけないのがばらばらな状態にあるという問題意識があります。

それと、新規参入を促進していく上で、必要な農地に関する情報がなかなかアクセスしにくいという問題点もございます。この観点から、右側に「検討方向」とございますが、各機関が保有しております、農業委員会で言えば農地基本台帳、それ以外にもJAとか土地改良区などさまざまな機関が情報を持っておりますが、各機関が持っている情報の総合化、共有化を行うために、県レベルで共通な白地図、GIS化したパソコン上の地図といったものにさまざまな機関の情報を載せていって、農地情報図というものが使い勝手のいい形でできないだろうかということでございます。

そして、勿論ここでは個人情報との関係の整理を詳細にしていけないわけですが、その上でこういった地図をつくりまして、関係機関で利用し、そして面的集積に役立てていけないかということでございます。

全国ベースでは2つ書いてございます。各地域でこういった農地について貸し出しの出版物があるのかといった情報が、勿論すべてについては個人情報が大変な時代ですから、気をつけながらでございますが、こういったものが提供できないか。

そして、賃借料は実勢としてどういう状況にあるのかといったものについてもインターネットで公開をして、右側でございますように、担い手の方や新規参入者の方々がその情報にアクセスできるようにできないかということがございます。

以上が情報についてでございます。

4 ページ目は農地の権利移動の円滑化等でございます。所有と利用を分離して、農地の有効利用を促すために見直しができないか。つまり所有権につきましても、投機的な取得の懸念が強いという御指摘もでございます。これにつきましては、農業生産法人以外の一般企業などの農地の所有権取得は認めないという方針をそのままいたします。

貸借権につきましては「所有から利用へ」という所有と利用の分離という観点に立って、多様な農業参入や貸借による農地利用を一層促進させるように、所有権とは別の基準で見直せないかということです。

その際、企業などの参入につきましても、農地の有効利用の確保という考え方で、この所有と貸借を分離して、規制の見直しを考えていくという中で対応できないか。19年3月現在で206法人ございますが、23年3月には500法人にしたいという目標を持っているところでございます。

そして、そのほか農地の有効利用を促すという観点から、さまざまな既存の規制措置につきましても見直し、廃止などできないかということがあります。

5 ページ「耕作放棄地対策」でございます。耕作放棄地の問題は、現場で非常に深刻な問題がございます。ですから、これは抽象的な話よりは、具体的な現場の状況に応じて、実際にどうなのかということで処方せんを描いて、両方を追っていく必要があります。

中心となるのは農用地区域かと思いますが、ここにございますように、現状把握をまずしっかりする。そして解消計画を策定して、状況に応じた処方せんを考え、それに応じた対策を具体的に実施して、5年後には解消につなげたいということでございます。

そして、農用地区域以外につきましては、もうどうしようもないぐらいの荒れ果てたところにつきましては、植林などをして里山に戻すといったことをするとともに、農用地区域により編入しやすいような見直しをして、農用地区域内にどんどん編入できないかという観点でございます。

これでいろいろな予算措置を講じていくとともに、右側に農業経営基盤強化促進法に基づく法的規制というものを勧告するとございますが、これがなかなか動きにくいという状況がございます。勿論こういったある意味きつい規制で耕作放棄が解消されるというよりは、先ほど申し上げた現場の具体的な取組みを促していくことが重要だと考えていますが、それにしてもこの法的規制につきましても、少しでも使いやすくなるように、例えば法律で書いてあるものにつきましても、こういった場合に発動するのかといった基準なりを明確

化できないかという観点でございます。

そして「優良農地の確保」というのが6ページでございます。これは左側でございますように、農地につきましては一定の転用需要というものが狭い国土の中であると考えておりますが、必要な見直しができないかということでございます。

現在、農地の転用許可不要となっております病院や学校を始めとする公共公益施設といったものによって、優良農地の改廃が行われるケースがあります。

更にそれが行われると、その周辺部においても開発が進行、特に公共転用が許可不要であるために、なかなか調整が不十分なままかい廃が行われるということがございます。

担い手の経営安定の観点から、規模が小さくてもまとまった農地を確保する必要性も高まっているところでございます。

そして、検討方向としましては、転用許可制度によって支障がない農地に転用を誘導して、優良農地を確保することには変わりはありませんが、優良農地を確保するために、農用区域からの除外を厳格化したり、農地転用許可不要となっております病院や学校などの公共転用につきまして、許可対象とするなどできないか。あるいは農業振興地域の指定面積、農用区域への編入要件を見直しをして、農用区域への編入を促進して、優良農地を確保できないかということでございます。

7ページには、これまで申し上げたことを、主に制度の面に着目をして、農地の権利取得時、権利取得後、転用など書いてあります。

権利取得時につきましては、先ほども申し上げたように、所有と利用を分離して、有効利用の観点から貸借の規制を緩和できないかということがございます。

これに併せまして、一番下の○にございますように、20年まで民法で認められておりますが、担い手の選択肢を拡大するという観点から、勿論これですべての人がこれを対応するというものではございませんが、選択肢の拡大の観点から、20年を超える長期貸借を認められないかということです。

権利取得後につきましては、ここにございますように耕作放棄地について具体的な処方せん、対応をきめ細かくやるとともに、法的措置につきまして発動基準を明確化したり、使いやすくできないか。

転用等につきましては、優良農地の確保のために、先ほど申し上げたような措置ができないか。

そして、その他としては、今回全般的な見直しをする中で、既存の制度あるいは小作といった言葉の見直し、廃止などできないかということでございます。

このピンクのところは、担い手に利用集積するための新たな取組みを実施。その優良農地におきまして、こういった取組みがということで、面的集積につきまして、先ほど御説明したように、面的集積組織が集積を加速する取組みを行ったり、あるいはこれに参加しない所有者が権利の設定・移転をしようとする場合に、優先的に担い手に行くようなやり方というのは考えられないかといったことを考えていきたいということをもとめておりま

す。

以上、見直しについての御説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○八田主査 どうもありがとうございました。それでは、御質問がある方はどうぞ。

米田さん、まずどうぞ。

○米田委員 では、先に質問させていただきます。ありがとうございます。

まず、確認ですが、横長の2ページ目と農地情報の情報センターの3ページ目です。3ページ目の右の方に「関係機関」とありまして、農地の集積に関するものにつきましては、農業委員会、土地改良区、農地保有合理化法人等とありますが、要するに類似な機能を持った組織がありますね。これまでも、一応集積をしようとしていろいろな施策が講じられてきたと思うんですけども、そういった既存の組織がある中で、新たにまたこの面的集積組織をもう一つよけいに付け加えられるのか。それとも、これまであったそういった類似な機能を持ったものを、いろいろ機能を統廃合して、1つにまとめて面的集積にされるのかということが1つ。

もう一つは、農地情報センターとあるわけですが、この農地情報センターと面的集積組織というものはどういう関係にあるのか。同じ組織がやるのか、それともまた別の組織がやるのかということの方針を教えてくださいたいと思います。

○光吉課長 まず、説明が舌足らずなところもあるかと思いますが、類似の組織というお話ですが、関係機関でここに書いてあるものは、面的集積のためだけにあるわけではないわけです。

○米田委員 それはわかっています。一部にそういう機能を持つ組織が複数ある中で、新たな組織を別に立ち上げるのか、それともこれまでのいろんな機能を持ったところを整理、統廃合するのかということです。

○光吉課長 面的集積組織というのは、これはこれから詰めていくことですが、基本的には一定のこういった業務ができるのであれば、基本的にそれを例えば事業計画だとか実施計画のようなものとか、規定だとかをつくって、それを承認を受ければ、特定の者とかに特定しないで対応できるようにしたいと思っています。

ですから、面的集積組織というのは、別に勿論、現場現場で多様な対応をしていただければいいわけです。ですから、例えば新しい会社をこれに伴ってつくらなければいけないということを言っているわけではないんです。

ですから、例えば土地改良区がおやりになる場合もあるし、JAがおやりになる場合もあるかもしれません。あるいは今、担い手協議会とって、この関係機関が任意組織のように協議会をつくってやっています。こういったところがやっていただいてもいいと考えていますので、必ずしも新しい組織、会社をつくるかといった観点でやろうとしているものではないんです。

○米田委員 従来そういった面的集積を一部の機能として持つ組織が複数ある場合、やは

りそれは結局のところ余り徹底しないというか、例えば土地改良が面的集積やりますとあって、農地保有合理化法人も、また担い手協議会もやりますといったような場合で、複数と同じようなことをやりますということだって考えられるわけですね。

○光吉課長 今後は、この面的集積組織を中心にやっていくんです。面的集積組織は、例えば市町村の一定の区域では1つなわけです。幾つもの機関がそれに合わさってやるのではなくて、この面的集積組織というのを、例えば市町村の方針か何かに定めたら、この地域については、この面的集積組織の方針の下でこれが中心になってやることになるわけです。

○米田委員 逆に言うと、面的集積組織は、新たに例えば民間の企業が何か立ち上げてやるということもあり得るわけですか。

○光吉課長 制度としては、この人でなければだめとか、この人はだめとかということにはしない方向で今、考えています。

○米田委員 まだよく見えません。そのときにかぶる機能がありますね。例えば農地保有合理化法人がうちの町では面的集積組織とみなされました。それと同じようなことを、他の町では別の組織が農業ではほかでやっているわけですね。そういうのはどういうふうに統合していくんですか。

○光吉課長 既存の合理化事業との関係は、ですから今は基本的な方向を出した段階なので、これまでのものとどういう関係にするのかとか、その詳細なところは今後の課題です。

○大泉専門委員 かぶったらだめという意見でしょうか？

○米田委員 同じような組織がたくさんある中で、またできても、実効性がきちんと担保できるのかしらというところがあって、やはりやられる以上は、きちんと実効性のあるものをつくられるべきだと私も思うんですけども、そのときに似たようなものいっぱいある中でやられるということが、本当に実行力があるのかなという疑問があるということです。

○八田主査 これについては、貸家市場での経験が示唆的です。老人に家を貸すことは、家賃不払いになるかもしれないので、貸し手は非常に不安なため老人に貸す件数はあまり多くなく、家賃不払いになったり亡くなったりしたときの家賃保証に対する需要がありました。国交省は、そのような保証を行う民間会社に対して料金を取って保険を行う保険機構のような基金をつくりました。民間会社が、前もって基金に多少のフィーを払えば、賃料不払いのときには基金から面倒を見てもらえます。この基金が設立された後に、家賃保証をする民間会社が出現しました。この民間会社は、賃貸料の徴収と代行をしてくれるだけでなく、住宅の貸し手に対して家賃保険もしてあげられるわけです。その基金設立に要した額はわずか5億円だそうです。その基金は非常にうまく機能しています。

農地に関しても、そのような保険機構さえあれば、恐らく米田さんが考えていらっしゃるような民間の企業がそういうフィーを払って出てくる。そうすると、集積組織そのものではないんだけど、この集積組織の一部を担うような機能、特にこの賃貸料の徴収と

か支払いの代行とか、更には地代不払いの保証は、民間の会社ができるようにして、それに対して国が一定の環境整備をしてやるということも可能なのではないかと思うんです。

ですから、これは全部1つの面的集積組織だけでやる必要もなくて、その機能の一部分を民間企業でやることもできるのではないかと思うんです。

○本間専門委員 それで果たしてこれが機能するかどうかということで、非常に疑問を持っているんです。

1つには、これは要するに民民といいますか、民間の発意の下にアレンジしていくという方向だと思うんですけども、縛りがなかったら、餉だけで参加者を募る。その餉の程度が結局参加の強弱を決めていく。ある種生産調整と同じようなアプローチにどうしても見えてしまうんです。

かといって、強制的にやろうとすれば反対も出てくるということで、これからの検討ということになるかもしれませんが、支援措置だけで果たしてこれに乗ってくる貸し手、借り手がどの程度あると見込んでいるのかということところです。

もう一つは、この面的集積組織の中では非常に大きな役割を果たすのはコーディネーターだと思うんです。コーディネーターにだれになるかということ、相当にこの組織がワークするかどうか、機能するかどうかということが決まってくる。

そうすると、コーディネーターはどういうふうを選んでいくのかということ、これを御説明いただきたいと思います。まず始めに、どの程度の参加率を見込んでいるのかということと、コーディネーターの選び方の2点です。

○光吉課長 具体的な数字はこれからの話だと思います。ただ、位置づけとしては、先ほど申し上げた今の状況というのが、局地的には、先生方御案内のように非常に優良な事例があるんです。それを何とか広がりを持たせるために全市町村でやりたいという志は持っているわけなんです。

それで、何でこうなのかなと考えたときに、いろんな事情がありますけれども、うまくいっている地域というのは、先ほど市町村の方やJAの方やあるいは担い手の方が中心となったり、合理化が中心となったり、そこに例えば優秀な職員さんがいて、志があって、どんどん現場の人にうるさいと言われながらも働きかけをしてまとめ上げていくという努力をされているんです。勿論、私よりお詳しいと思うんですがね。

そういった努力が点としてある状態で、だけれども、一方で道具立て自身は、法律にしても、あるいは予算措置にしても、今の状態というのが、基本的に現場からそういう声があったらこれを使ってみたらという待ちの状態であると思うんです。これを、何とかある意味積極的に働きかける組織なんだと。それで全国的に全市町村でこれを位置づけるんだという、むしろ、働きかけを積極的にすることを、ある意味、一番重要にしている組織として、この制度がこれまでと違う意味で位置づけられないかという観点で、希望からすると、どれだけこれに乗っかってくるかという極めて難しい御質問ですが、もう集積する目標とか、その中で面的集積は何割という目標がありますから、それを実現することに役立つ

てたいと思っているということです。

それと、コーディネーターを選ぶ手順とかそういうことは今後の課題なんですが、コーディネーター自身は、この面的集積組織の中でも積極的な働きかけの中心的役割を担う人だと思います。

そういう意味で、一定の現場に入って、それなりに話を聞いてもらって、そうだなと思ってもらって、そこの部分が一番重要だと思うんです。ですから、支援措置でどこまで行けるか。かといって強制的にはできないねというお話ですけども、この2つとどれぐらいやるかということと、積極的にとにかく現場の人がうんと言わないとどうしようもない話ですから、その話し合いをたまたまということではなくて、できるだけすべての市町村でその働きかけ自身をやってもらおうというのが、ちょっと抽象的かもしれませんが、一番のポイントだと思うんです。そこをやってもらって一番担うコーディネーターでありますので、実態としては、例えば県の普及のOBさんとか、営農指導員さんだった人とかがなれるケース。これも別にライセンス制ではありませんから、そういう資格限定をすることはないと思いますが、実態的にはそういった方々がなれると思います。

ちょっと選ぶプロセスというのはまだこれからです。

○八田主査 その人たちへの成功報酬と失敗したときのペナルティーは何なんですか。

○光吉課長 それについても、予算ですから、概算要求をただけでこれから概算決定まで議論があるんですが、コーディネーターの活動を後押しする支援というのができると思います。

○八田主査 コーディネーターが失敗したときには、予算をかけているのに失敗したんだから、何らかのペナルティーを払ってもらわなければまずいですね。民間の会社だったら、例えば森ビルならば、再開発のときは14~15年かけて一軒一軒相談して、代替住宅を見つけてあげて、コーディネートして、最終的に集積して再開発する。もしどうしても反対する人が一部あったら、それは収用認定事業にしてもらう。そういう民間の事業者は、成功したら大変な報酬を得るが、失敗したらもうそれはそこにかけた労力は全く無に帰するわけです。

そういう都市再開発は、さまざまな成功をしているわけですから、そういう事業者が農村にも入ってこられるような仕組みをお考えになると、非常にうまく機能するのではないかという気がします。

○昆専門委員 今日は意見交換ということで、今の農業の情勢を見ていますと、以前の米改革大綱の流れというのが粛々と進んでいるなという実感がするんです。

ただ、米改革大綱自身、政策の変更ではありますけれども、実態としては政策の変更ではなくて、それ自身が日本の社会だとかマーケットに対して、従来の農業政策や農業の在り方が適合しなくなるとか、そうせざるを得なくなった結果だと思うんです。

実は、今日話題の農地の問題にしましても、皆さん方を含めて、農地マーケットを含めた米の価格だとかいうことの変化をもっと使って、こういうことを生かせばいいのではな

いか。上からの政策変更というよりも、マーケットの力というものをうまく有効に活用すべきではないかという感じを大体私も皆さんも持っているわけですね。そのとき、例えば去年の御説明の中に、農地価格は150万円とか、あるいは農地の移動は困難であるという御説明が出たりしているんです。

ところが、水田に依存度の高い東北地区などにしましても、言わば品目横断で飴が付いている集落営農みたいなどころには寄ってくるわけですが、実は現実の農業経営者たちは、貸しはがしどころか貸し戻しをせざるを得ないという状況が一方であって、それが納得されている。

また一方、これは一番深刻な問題ですけれども、この間の農業経営が厳しくなっていく過程で、農家、特に中堅農家の経営破たんが非常に多くなってきておりまして、そこでは従来、農業委員会や農協が50万円、70万円で移動させたいというところがあったとしても、裁判所辺りが競売にかけると、いいところで30万円、悪いところだと10万円ぐらいで競売価格が付いているんです。むしろそうになっていったときに、逆にいうと宙に浮いてしまった農地を、投機家であってもいいですから、合理的な判断をする人々がその土地をとにかく買って、線引きさえきちっとしていたとしたら、そういうことで結果的にその農地をうまく生かせる農業経営者たちに移動していくということも、可能性としては考えられるのではないかと思います。

そういう現実には起きている米の米価が下がること、結果として起きる不幸もありますけれども、その結果をうまく生かすことというのは、現実的方法としては考えなければいけないのではないかと思います。農地が移動しにくいとかいう前提で決めるのではなくて、みんな手放したがっている人がいる。言わば転作に伴う補助金がなければ、農業なんかやりたくないという人々が非常に農地所有者の中にも増えているし、中堅の農業経営者の中にもそういう方々が出てきているわけですから、従来考えられた農地が移動しにくいというの、水田場でも変わってきているのではないかと思います。

つい先日岩手で聞いたんですが、関東の畑と同じように、管理費は払うからやってくれ。でも、それでもできないという人々がいたり、あるいは請負耕作をやっておられる方が、実は作業労賃の回収が不安になっているから、それで自分も経営的に考え直していかなければいけないという状況になっているわけです。

そういう中で、従来語られてきた農地問題と今の現実は違う状況になってきているのではないかと。その辺についての御認識だとか御意見をお聞かせいただけたらと思います。

○八田主査　どうぞ。

○光吉課長　農地改革の話は、実際150万円より安いケースというお話ですね。それとか、移動しにくいということも状況が変わってきているんだというお話です。

それで実態は、勿論生き物ですから、現場とか農業者の方々の認識というのは変わりつつあると思います。それは事実だろうと思います。

農地が移動しにくいというのは一般論として昔からよく語られる、所有権をなかなか放

したがらないという意識は、現に多くの方であると思うんです。ただ、離農するために農地を手放したがっていらっしゃる方も事実だと思います。

価格についても経済情勢に応じて変動するのは事実だと思います。

ですから、おっしゃるように、そういった状況を踏まえてどう対応するかということだと思います。ですから、離農されるような場合には、ただ離農される方の農地をそのままほかの方に移せばいいのかというと、所有でやるのが受け手の担い手の方としていいのかわいのかという問題も勿論ありますが、いずれにせよ離農される方の農地をうまく担い手の方に移していかなければいけないというニーズはあると思うんです。ですから、これも御案内かと思いますが、北海道では離農される方の農地を合理化法人が中間保有して、それを担い手に再配分するといった形でやったりしておりますし、今回の面的集積の中でも、離農される方あるいは農地の所有権を手放したくないけれども、農業は辞めたいとおっしゃる方々の土地をどうやって面的に集めていくかというのが重要だと思います。

○八田主査 どうぞ。

○大泉専門委員 具体的な施策に対する対応は、よくやっていたらいいと思うんです。ただ、今回農地を面的に集積させるための農地政策の見直しに関しては、農地情報を一元化してオープンにしていくという提案がなされているが、ツールとして非常に大事なことです。早急にやっていただきたい、非常にいい政策だと思います。

権利移動に関しても、所有はそのままにしながら、利用に関してはすべて規制を取り払ったと認識していいと思うんですが、その点も評価をされると思います。

問題は、多分、この規制改革の委員会のメンバーと農水省のお考えとちょっと違っていると思うのは、先ほど本間専門委員が言った面的集積のコーディネーターのところと、もう一つは、耕作放棄地の際の勧告のしやすさをどうするかということだろうと思うんです。

まず前者、面的集積組織というものですが、これは先ほど八田主査がおっしゃった、つまり失敗したらどうするのか、成功報酬はどうするのかは市町村に一元化するということがイメージされているとありますが、それではやはり成功、失敗が明確にならないと思うんです。成功、失敗が明確になるためには、ここにいろんな主体が参入してきて、それでうまくやっている人、うまくやっていない人の競争関係をつくっていかないと、うまくやっている場合もあるし、うまくやっていない場合もあるけれども、人々はうまくやっている人たちのコーディネート機能を使うということが担保されなければいけないと思うんです。あるいはこのメンバーも同じように思っていると思うんです。

そうやってきたときに、面的集積をするというと、今までは土地改良か何かの基盤整備ぐらいしか成功していない。どんなに市町村の合理化法人でうまくやっているところでも、落穂拾いの権利集積をするのはできても、面的な集積はなかなかできないというのが現

状だろうと思うんです。

そうなりますと、何が大事なのかというと、経営者が具体的にこの農地が欲しい、この農地だと集団化できるといった、経営者の具体的なニーズをさまざまところへ出て行って、御用聞きのようなことをすることではないか。経営者の御用聞きですね。これは、多分コーディネーターに誰になるのかと関係する。農協OBになるのか、普及員になるのか。大体農水省の制度設計だと、失礼な話になるかもしれませんが、その辺のところしかイメージできないのではないかと思います。その辺のところやると、幾ら現場を知っているといっても、農水省が言う現場を知っている人というのは、そういう人としか聞こえてこないんですけれども、しかし、そういう人ではなかなかできないだろうと思います。つまり成功しないだろうと思うんです。むしろ、不動産流動化のプロ、不動産業者だとか何か複数入ってきて、それで御用聞きをやった方がはるかにうまくいくだろうと思うんです。

ところが、多分農水省は不動産業者がそこに入るインセンティブはないとおっしゃるんだと思うんです。けれども、今、農地の転用では、不動産業者はいっぱい入ってきています。仕事をするインセンティブというのは、民間には今いっぱいあるんですよ。ましてや成功報酬があるとなればなおさらです。勿論、転用は規制すべきですけどもね。そこが面的集積組織が官僚的なシステムになってやしないかという危惧の念を持ってしまうんです。どうなんでしょうか。

もっと具体的に言うと、左の方にこのシステムに参加しない場合には、担い手に優先的に集積される仕組みを措置すると書いてありますね。ではその措置と、こちらの面的集積組織の関係はどうかとかですね。この注の方で書いてあるのは、民間に完全に任せてしまっているのかもしれないですね。一方で、市町村や役所に1つだけ面的集積組織や何か委員会などというのをつくって、それが果たして機能するかどうかというと、機能しないだろうと思うんです。

○八田主査 関連でありますか。

○本間専門委員 とても気になるのは、市町村が方針を策定して、市町村の中で問題を解決しようとする姿勢がとても気になるんです。規模拡大などと言っているときには特に、やはり市町村をまたがって賃貸する例がどんどん増えてくるわけで、それが市町村の中の枠組みに収めて、市町村の方針としてやっていくということが、そこが文字どおり官僚的であります。

もう一つは、面的集積に関わる方針とは一体何なのか。一応、農水省からの指導があって、何らかの基本方針のようなものに沿った形で文章づくりはするんでしょうけれども、それと面的集積の実態といいますか、進めるプロセスというのは、むしろこんなものと言ったら失礼ですけども、こんなものをつくった方が足かせになってしまって、進むものも進まないのではないかという気がしてしまうわけです。

ですから、要はいささか乱暴な議論をすれば、コーディネーターは結構です。でも、こ

これは成功報酬とペナルティーをきちんとやれさえすれば、誰がやってもいい。手を挙げなさい。ですから、1つの市町村に何人もいてもいいんですよ。それでその市町村の面的集積組織なんて要らないんですよ。コーディネーターだけでいいんですよ。その方がはるかにすっきりして、集積したらいくら、失敗したらどうというコーディネーターに対する機能と役割と報酬といますか、経済的な要因というものをきちんと定義さえして、それに法律的なネットをかけておけば、それだけで十分だと思うんですよ。

○八田主査 今、本間さんがおっしゃったことを補強しますと、ある意味では課長のおっしゃったことの補強でもあるんですけども、課長がおっしゃったのは、やはりその地域のことをよく知っている人でないとまずいだろうということです。それをどう選ぶかなんです。

先ほどの森ビルの話なんですけれども、森ビルは再開発を成功しているけれども、あれは結局ほとんど港区しかやっていないんですよ。表参道ヒルズ、元麻布ヒルズ、愛宕ヒルズ、六本木ヒルズ。要するに港区なんです。そして、この地域については詳しいから、1軒1軒相談に乗りながら世話ををするわけです。

それは別に森ビルが港区以外のところでやることを禁止されているわけでも何でもなくて、自分たちは得意だからここをやっているわけですよ。

ですから、恐らく民間にやらせても、やはり競争的に勝っていくのは、地元のことを本当によく知っている人たちだろうと思いますので、必ずしも農協のOBを最初から選任する必要は全くなくて、民間に任せてうまくいくのではないかと思います。

○昆専門委員 極端な言い方をしますと、農協のOBや普及員さんのOB、行政の方のOBを使うと、逆に言うと従来の農業のままで動いてしまって、実はダイナミックな変化というのはブレーキがかかってしまうのではないかと思います。

しかも、勿論先ほどの農地のお話で追加的に言いますと、庄内の私がよく知っている人が、実は非農家の人に頼まれて、破綻物件の競売物件を金は払うから買ってくれと言われたことがあるらしいです。現状で庄内辺りだともう少し下がるでしょうけれども、地代が2万円ぐらいなんです。それで30万円で買ったとしても、年間に10万円、土地改良費が5,000円ぐらいかかったとしても、すごくおいしい投資になるわけですよ。実はそういうことはもう起きてしまっているわけですよ。

そうだとしたら、今そもそも農地所有について、農業者以外の方を排除しているわけなんですけれども、今、先生方のお話のことを含めて、もう少しマーケットが動くこと、あるいは農業経営自身が農地を守るのではなくて、マーケットに応えられる経営者がよりやりやすくやるのにはどうなるのかということを通じて考えていけば、農業の中で農地を守る、農業の中で農地集積する。従来の法律の建前の中で何かをするというよりも、もっとダイナミックな考え方があっていいのではないかと思います。そうしないと、特に私が一番心配しておりますのは、今年から来年にかけてすごく頑張ってきた人が破綻するわけですよ。その破綻した後の受け皿のような、債権回収機構みたいなことも是非つくっていか

なければいけないわけですが、そういうことのためにも、実は何となく従来の考え方のままで促しているだけでは、本当の意味合いでの健康な変化は起きていかないのではないかという気がするんです。

○八田主査 今年の年末答申に向けて、我々が大体どんな考えを持っているかということ、今日の議論を通じて、お伝えしているということになるんだらうと思いますので、特に今、お答えをこれについていただく必要はないと思うんです。

1点だけ、その方向で考えていただきたいのは、支援措置を設ける理屈付けです。

例えば税制などはものすごく重要だし、先ほどの賃貸の不払いに対する保証を公的にやるというのも、一種の保険機構のようなもので、これは経済学的な理屈を付けようと思っただらきちっと付けられます。

一方、取引情報の活用に関しては、かなりの程度不動産屋でできるところがあると思うんです。取引に関する地理情報さえあれば、どこを貸したいかなどということは不動産屋にやらせればそれで済むことだと思います。ただし、取引情報をきちっと出せとか、それをきちんとGISでもって地図上に公開するというのは官にしかできない。情報公開の義務付けは官の責任です。このように、官と民のそういう切り分けを進めながらやっていただければ非常にうまくいくのではないかと思います。

本間先生、どうぞ。

○本間専門委員 1点だけ確認です。4ページの農地の権利移動で、所有権は従来のままだけれども、貸借権については規制緩和といいますか、自由化の方向でというお話だったと思うんです。

8月23日に『読売新聞』で特定法人貸付制度を今は市町村が手を挙げてという方式になっているのを、言わば全面的に撤廃する。つまり全面自由化といった報道がなされましたけれども、その審議についてそうなんですかということをお伺いしておきたいと思います。

○光吉課長 新聞は新聞で、御自分の会社のスタンスで多分お書きになっていると思いますが、現在のところ、我々の有識者会議というので専門的にやっていますけれども、そこで御議論いただいているのは、規制緩和をして、書いてありますけれども、基本的には貸借については農地をきちんと使ってくれるというのは絶対に重要なところですから、きちんと使って、いいかげんなことをしないという形態について許可をするという方向を説明して、議論していただいています。新聞は新聞でそれぞれのお考えでお書きになっていると思います。

○大泉専門委員 参入区域は広がるんですね。

○光吉課長 それでリースとの関係、先ほど既存のものとの関係とかもいろいろ御質問ありましたけれども、今の制度とどうするのかとか、それはちょっとまだ今後の課題です。

○昆専門委員 先ほど言った破綻した農地だとか、金融機関なども関わっているところで、そういうときに今ここにあるコーディネーターたちは、そういうところはどういう関わりを持っているんですか。

○光吉課長 このコーディネーターとか面的集積組織というのは、何でも屋さんではないですから、面的に集めることにエネルギーを注ぎますから、その対象の農地の中に例えば破綻した農地があるとかないとかということは、特に区別はないと思います。

つまり、今お話しになっているケースは、農地の出し手の1人になるわけですね。そういうことで面的に集める絵姿というのをどうやっていくのかというのを現場の人と話し合う役回りですから、破綻した人、しない人というのは別に区別していません。

○八田主査 もう時間が過ぎましたので。

○昆専門委員 わかりました。話はちょっとあれしてしまうのですが、一言だけ。

破綻というのは不幸なことですが、実は債権回収機構が動いて、景気を回復しまして、産業は発展しましたね。やはり農業においてもそういうことはあり得るんだと思うんですよ。あつてはいけないというお考えかもしれませんが、あり得るんだと思うんです。そういうことも是非、今後の御検討の中にお考えいただけたらよろしいのではないかと考えているところです。

○八田主査 今日は本当にお忙しいところ、盛りだくさんにいろいろ有用なお話を伺いまして、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

(農林水産省経営局構造改善課関係者退室)

(農林水産省経営局協同組織課関係者入室)

○八田主査 朝早くからお越しくださいますて、どうもありがとうございました。それでは、フォローアップを続けさせていただきたいと思います。

次は、農協経営の透明化、健全化について、協同組織課の皆さんからお話を伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

最初、6～7分で御説明いただいて、あとは質疑ということにしたいと思います。

○石井課長 わかりました。

配付資料をそちらの方に提出させていただいておると思います。それでは、ポイントだけ御説明ということにさせていただきます。

まず、第3次答申の「具体的施策」のうちの「①農協の内部管理態勢の強化」の分野でございませう。

お手元にございませうが、昨年10月11日に、ちょっと字が違いますが、農協の第24回全国大会の議案ということで、これは決定されております。ここで内部統制システムに取り組むということを決議しているというところでございませう。

おめぐりいただきまして、次に農協法第73条の23の2という条項がございませうが、これに基づきまして、全国農協中央会が「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」というものを定めることになっております。その中で、今年の3月8日、見直しを行いまして、内部統制等の整備対策、とりわけ、平成21年度末までに、内部統制報告書監査への対応を可能とするような内部統制システムの整備を目指すということで決定いたして

おりまして、現在、各農協への導入マニュアル等の整備に着手しているというところでございます。

御参考までに申し上げますと、内部統制報告書というものは、金融商品取引法で上場企業に20年度決算、したがって、21年3月期決算から義務付けられているというもので、農協としても同時期の対応を目指すというところになっております。

次に、もう一つ、①の下に「コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずるべきである」という御指摘をいただいております。

3枚目をおめくりいただきますと、私どもの事務ガイドラインというものを付けております。これは行政が農協を指導するときのガイドラインでございます。この中にコンプライアンス体制の整備、内部牽制体制の整備などを定めて、これまでもコンプライアンス体制の整備・強化については農協系統を指導してきております。

これに基づきまして、農協系統においては、コンプライアンスについてマニュアルですとかプログラムなどの確保、周知、整備というものを取り組んでおりまして、既にコンプライアンス委員会を設けている農協も出てきております。

私どもとしましても、第3次答申を踏まえまして、この事務ガイドラインを改正し、コンプライアンス委員会の設置などについての体制整備の強化を指導する予定にしております。時期的にはパブリック・コメント、行政手続法で一月はパブリック・コメントの期間が必要ということもありますので、遅くとも年内には事務ガイドラインを改正して体制整備をしたいと思っております。

次に「②農協の不正な取引方法等への対応強化」ということで、この点は幾つかございます。

まず1点目、公正取引委員会の方でおつくりになりますガイドラインについて周知徹底を図るというのがございます。

5ページの資料でございますが、本年4月18日に公正取引委員会の方から「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」が公表されましたので、公正取引委員会と共催で、5月14日からちょうど一月、全国10ブロックで説明会を開催いたしました。

各会場とも盛況という状況で、全国で3,117名、うち農協関係者約1,700名で、出席した総合農協数は全体の約7割が出席したというところでございます。実は、この開催に当たりましては、農協系統にも、とにかく出てよく聞いてくれということを言っております。

それと、2部構成にしまして、1部は農協系統のみ、2部は農協の人が入らない、商系の方、または行政の方、民間の方。農業者も含めてです。そういった方々に説明をするということで、いわゆる農協と競争関係にある方にも説明会を開催し、広く周知徹底を図ったところでございます。

次が、ガイドラインについて周知徹底で、全農、全中についても対応をすべきだということでございます。

もう一点は、こういった窓口を広く知らしめるようにというようなことがございます。

6枚目の資料と7枚目の資料がそれぞれございます。

6枚目の資料は、農水省のホームページの中で上にごございますが、トップページから経営局のサイトを開いていただきますとこういうページに入ることができまして、その下に「農協の法令違反などの不祥事に関する情報受付窓口（独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報を含みます。）」という形で情報を受け付ける窓口をオープンしておりますし、7ページ目の資料で、具体的なホームページのアドレスなり、私どもの問い合わせ先、これは先ほどの全国10か所の独禁法ガイドラインの説明会の場で、この資料は配付しております。行政、農水省としてこういうホームページに窓口を開いていますというのは広く周知徹底をしております。

それと、再発防止の観点からということで、8ページでごございますが、私どもの事務ガイドラインの中に、アンダーラインを引いておりますけれども、一番下の方のアンダーラインで、公正取引委員会の措置とともに、必要に応じまして、農協法に基づく業務改善命令などの措置を講じて、再発防止体制の構築及び実行を命ずるという姿勢を明確に打ち出しておりますし、その下を見ていただきますと、農協の指導は都道府県でございますので、都道府県についても国に準じた対応を行うことが望ましいということで、都道府県にも指導をしているという次第でございます。

あと、もう一点、全農や全中が、このガイドラインをわかりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずるべきということで、全農・全中の方にも私どもの方から、独禁法のガイドラインができた暁にはわかりやすい資料をつくるよというということで、資料の中にパンフレットが入っていると思っておりますが、その下に農協系統ということで、全中、全農、全共連、農林中金の連名で「独禁法の遵守に向けて」ということで、本年7月に改訂した新しいバージョンをつくり、各農協の方には、これを使いながら研修ですとか講習会で使ってもらっているという状況でございます。

あと、私どもの方でも、この独禁法のガイドラインについては、今年の2月の終わりから3月2日にかけてですが、農協の指導担当者会議ということで、都道府県の担当者の方にお集まりいただきまして会議を開いておりますが、その場でも公正取引委員会の方から、まだ案の段階でしたけれども、そういう動きについて説明をいただきましたし、私どもの方でも、その後、引き続いて、ガイドラインで農水省の姿勢を改めて口頭指導したというところでございます。

次が、③は飛ばさせていただきますして「④農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善」で「ア 業務及び財産に関する説明書類の様式統一」ということで、様式の統一をするようなディスクロージャー誌のひな形を全中に作成させ、周知するなどの措置を講ずるべきということでございます。

これにつきましては、資料の9ページでございます。ディスクロージャー誌の全中の系統内部資料でございますので、全体ではございませんが、確実にやっているというのをわかりいただくように、ひな形のかがみと、表紙と、構成がわかるよというということで目

次の写しを持参させていただきました。こういった形で、これは本年の5月17日付で県の中央会を通じて各農協に周知を図っているという点でございます。

それと「イ ディスクロージャーにおけるインターネットの活用」ということで、これも全中の方に指導をいたしております。全中におきましては、担当課長会議ですとか県の中央会などを通じて、ディスクロージャー誌をホームページへ積極的に掲載するようという指導を行っておりますし、私どもの方では、ディスクロージャー誌のホームページの掲載が望ましいという方向で事務ガイドラインを改正しようと思っております。先ほど申し上げた点と併せてパブ・コメを求め、年内には改正を行いたいと考えております。

それと「ウ 組合員等に対する情報開示の拡大」ということで、部門別損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などのディスクロージャー誌などを使い一般へ開示するといった自主的な情報開示が促進されるような措置を講ずるべきということでございます。

先ほどのディスクロージャー誌の目次を見ていただきますと「経営資料」の「I 決算の状況」に「3. キャッシュ・フロー計算書」。それと「6. 部門別損益計算書」を入れた形でディスクロージャーのひな形が示され、現地の方でも指導を行っているという点でございますし、ちょっと順番があれでしたが、配付しました13ページの資料で、事務ガイドラインの中で、部門別損益計算書という部門別損益情報を自主的にディスクロージャー誌に掲載するということが望ましいということ既に私どもも指導しております。あと、キャッシュ・フロー計算書が入っておりませんので、この部分も年内には修正したいと考えている次第でございます。

あと、最後ですが「⑤中央会監査の在り方についての検討」というところでございます。本年から検討開始ということで、現在、農協連合会のヒアリングなり、また、アンケートなどを行って、今、取組みを行っているというところでございます。

ちょっと足早になりましたが、以上でございます。

○八田主査 どうもありがとうございました。いろんな方面で御努力いただいているということがよくわかったと思うんですが、あと、御質問ありませんか。

○本間専門委員 最後の中央会監査の在り方は、我々にとっては懸案事項といえますか、ヒアリング・アンド・アンケートということで検討を進めているというお話だったんですけども、アンケートというのは具体的にどういうアンケートを取られているんですか。

○石井課長 実は、平成13年に農協法を改正したときに、国会審議の中で附則が参議院の方で付しまして、これは法施行後5年を目途に改正事項の内容を点検し、検討を加えるという、ざっくり言えばそういう内容の附則でございますが、その作業の一環として農協連合会にアンケート調査を取っていますが、その中で、ちょうど13年の改正事項にも中央会監査の内容も一部入っておりますので、中央会監査についてのアンケートを行っている。それで現在、とりまとめを行っています。

あと、ヒアリングというのは、通常、6月で総会が終わりますから、ちょうど決算が確定していきますので、夏のこの期間を利用して、例年、決算ヒアリングをしますので、そ

ういった場などを使いながらヒアリングを行っているというところでございます。

○本間専門委員 我々の方の提案で言いますと、さまざまな角度から組合員、預金者等が納得する監査の在り方ということなんですが、どうも、その辺りをきちんと受け取っていただいているようには思えなくて、アンケートは勿論、結構ですし、ヒアリングといったものを受けて、どういう取組み方を行っているのか。つまり、ヒアリングとかアンケートをどう利用されるおつもりなのか。その辺りを聞かせてください。

○石井課長 平成13年の改正事項全体、ほかの事項にも及びますので、専門家の方々の意見を聞きながら検討はしたいと思っておりますけれども、まだ部内検討中なので、明確にこの場でこうしますというのはもう少しお時間をいただかないと、今の段階では申し上げにくいという状況を御理解いただきたいと思っております。

○昆専門委員 去年、独禁法のことを最初に話題にしましたときに、課長が2件しか存在していないというお話をされていたんですけども、我々もいろいろお話をさせていただきました。今年、こういうガイドライン説明会という大キャンペーンを打たれまして相談されたことは本当に敬意を表しておりますし、私は農業の問題一般がそう感じるんですが、制度の問題だけではなくて文化の問題である。それは地域社会の文化の問題だけではなくて、行政システムの中にある文化の問題でもあると思うんです。

実は私、本当に今度の独禁法のこういう御説明は素晴らしい成果だ、意味を持つと思っているんです。そのことと同様に、農協という組織が今の時代の中で有効な機能を果たしていくために、実は監査の問題その他に関しましても、同様に踏み込んだといえましょうか、去年の独禁法の話をしているときから、この結果、行動を取られたことはすごく大きな展開だと感じておるんですけども、同様に監査の問題も、実は時代の中でそれに合う事業体といえますか、企業文化といえましょうか、そういうものが農業の中に定着していくためにも、是非、もう一步の踏み込みをお願いしたいところなんです。

○石井課長 監査については、透明性、客観性という観点の私どもの取組み、これまでも説明させていただきましたけれども、そういうものは行っています。そういう点で、より一層、どこら辺りが必要なのかとか、そういう点は勿論考えなければいけない。それはもしかすると、不断の検討が必要なのかもしれません。

ここにございますけれども、組合員、貯金者という観点から言うと、そういった方々と常に接している農協の意見をまず聞くということで、実際、被監査法人といえますか、被監査組合として最も彼らが中央会監査機構の監査を受けて、どのように感じ、評価しているのかというのは大きなポイントだと理解していますので、アンケート調査の中には監査についても触れさせてはいただいております。

○昆専門委員 現実に私も、ある元気のいい農協さんの経営者の方が、実は、この中央会監査は、こんなものでは我々の社会的信頼をつくれないというようなことまで発言されるような方もおいでなんです。中央会監査の監査をする担当者が、内部的に資格を与えられていますね。そういうレベルのことが、実は監査を受ける対象の農協自身が矛盾を感じ始

めているということも同時にあるのではないかと私は感じております。

○石井課長 よく御議論の中では、どうしてもそういう話に陥ってしまうんですけども、そこは全体的な、まさにマス話で、そのような声はヒアリングとかをすると、勿論、中央会の人にはそこにいませんから、我々行政との間でやる限りにおいても全体的な声としては余り聞こえないんです。

○八田主査 どうぞ。

○本間専門委員 提案の中では、組合員、貯金者という直接的な関係者のニーズといったことを掲げていますが、客観的な情勢としては、やはりシステムとして透明性を高めるといのは、内部だけの話ではなくて、組織そのものの存在理由を含めて社会的な要請だと思うんです。その場合に中央会とか農協側が、今は十分透明性の高い、しかも公正性の高い監査をやっていますと言うのはわかるんです。しかし、それを監督すると、これはまた去年の蒸し返しになりますけれども、農水省が、いや、今のままでいいんだということの理由、あるいは外部監査を導入することの問題点が見えてこないんです。

○石井課長 去年の繰り返しになるかもしれませんが、幾つか制度面のことをお話しさせていただきたいんですけども、外部監査としての中央会監査を入れますというのは法律事項でございまして、平成8年の農協法改正のとき、国会審議の場で、あのときの金融健全化の一連の議論の中で、それでは農協系統についてはということで中央会監査を位置づけております。したがって、法案提出は我が省でございまして、国会の御審議の場であれば了承いただいているという点はまず外せないポイントだと御理解をいただきたいと思っております。

もう一点、監査士につきましても、一応、あれは農協法の中で監査士というものを位置づけておりますし、監査士の試験も全中が手前みそでやっているわけではなくて、専門家の先生方の委員会の中で問題なり試験が行われているという点を御理解いただきたいと思っております。

○本間専門委員 ちょっと驚くんですけども、国会で通ったから、過去にこういう法律があったから今がいいという話ではないでしょう。

○石井課長 違います。今がいいというわけではなくて、それを踏まえて、今度は私どもの行政検査で、当然、もう一回チェックします。そうしますと、中央会監査が不十分だったり、いかげんなことをしていれば、当然、行政検査の中で検査結果に齟齬が出てきます。

○本間専門委員 そちらの対応の仕方はよくわかっているつもりです。我々がこういう提案をして、外部監査を導入することに何が障害となっているのか、何が問題なのか、そこを教えてください。

○八田主査 今日はフォローアップですから、今、それについて明快なお答えをしていただく必要はないと思っております。しかし、我々の問題意識は、まさにそこにあります。外部監査をするというのは、今、本間さんがおっしゃったように、社会的な要請としては当然の

透明性を確保する手段だと思えます。しかし、それがあえてそうではないんだ、ほかのやり方がいいんだという理由がもしあるならば、それをこれから明確にしていっていただきたいと思えます。

○石井課長 1点、今日はそういうフォローアップということで検討状況を御説明させていただきました。

あと1点、私ども第3次答申でいただいているのは、そういう外部の、全中以外の監査を導入しなさいという趣旨の答申ではないと理解をしておりますけれども、今の御指摘は、そういう第三者を導入すべきだという答申の内容だということですか。

○八田主査 これは、さまざまな角度から検討を行うべきであるというところにそういうチョイスも入るだろうという考え方です。

○石井課長 要は、それを排除するなという御指摘ということですか。

○八田主査 ここの段階では、全くそのとおりです。

○大泉専門委員 まず、中央会監査の在り方についての検討ですから、なぜ今のままでいいのか。それでは、外部監査を入れない理由は何なのか。それが明らかになればいいんだろうと思うんですけども、これは結局、⑤だけは実現できなかった。

○石井課長 先ほど、法律を言ってそれは云々とおっしゃいましたけれども、1点申し上げたかったのは、中央会監査を外部監査として位置づけているんです。農協に外部監査が入っていないわけではないんです。

○本間専門委員 だから、それでよしとしているんですねという話なんです。そうすれば、こちらはこちらで、またその対応がありますから、ここで言うと、さまざまな検討をしました。しかし、外部監査の実態は全部整っているし、監査として全く問題ありませんという結果なら、それはそれでいいんです。それに対して、こちらも、またそうなのかどうかというボールの投げ返しがありますから、そうではなくて、農水省がどう考えているかというところがどうも見えてこないんです。

○八田主査 また、これは引き続き、この点についてフォローアップさせていただきたいと思えます。

それで、先ほど昆専門委員が言われたように、ともかく、独禁法に関しては非常に御努力いただいたということはあるがたかったと思うんです。

また、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○草刈議長 済みません、途中から参加して申し訳ありませんがせっかくの機会ですから、石井課長に一言申し上げさせていただきます。

いろいろな諸情勢から考えて、農業の再生というのは、どういう形にせよ、いわゆる日本の国にとって喫緊の課題であるというふうに私どもは認識していますし、これから12月までの間に、非常に力点を置いた課題になると申し上げておきます。

それと、今のお話は、要するに社会通念的に言って、全中が監査をやるのが外部監査だというコンセプトが受け入れられるのかということに最大の問題があって、私は全く受

け入れられないと思いますが国会でもそんなことが通ってしまうのかということすら摩訶不思議だと私は思っています。これからも取り組ませていただきますので、よろしくお願い致します。

○八田主査 また、実際、こうやって透明化することは既得権を持っている人にとってはちょっと具合が悪いかもしれないけれども、農業の再生には、役に立つだろうと我々は思うんです。

そういうことで、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(農林水産省経営局協同組織課関係者退室)

(農林水産省経営局経営政策課及び金融調整課、普及・女性課関係者入室)

○八田主査 それでは、第3次答申のフォローアップのヒアリングを継続したいと思えます。本日は、わざわざお越しくださいまして、どうもありがとうございました。

次は、経営政策課、それから金融調整課、普及・女性課の方々にフォローアップの状況をお話しいたします。

最初、20分ほどお話をいただいて、その後、質疑をしたいと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○佐藤課長 経営政策課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、八田主査から御指示がありましたとおり、第3次答申のその後の状況について、役所の検討状況を御説明いたしたいと思えます。

順番ですが、第3次答申に書かれている順番どおりに御説明申し上げていきたいと思えます。

まず、認定農業者制度の見直しでございます。具体的な施策といたしまして、大きく言いますと2点いただいておりますが、そのうちの農業経営の発展に資する業態に対する支援ということで、農作業のみを受託するコントラクターや契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、さまざまな形による支援が必要ということで、資金調達の円滑化などの支援を強化すべきという答申をいただきました。

それにつきましては、お手元の方に資料があったと思えますが、これの一番最初に農業サービス事業体に対する支援の充実というタイトルの資料を添付いたしておりますが、平成20年度の概算要求におきまして、農業サービス事業体、これまでは融資の対象にはなっておりませんでしたけれども、今回、制度資金の活用之道を開くということで、担い手の育成ですとか、あるいは地域農業の維持発展、そういったものに資する農業サービス事業体につきましては、機械とか設備をこういう農業サービス事業体が購入するに際しまして、制度資金による融資之道を開くというような要求を財務省にさせていただいております。

具体的には、下に書いてありますとおり、8月20日現在での金利が2.0%、償還期限15年、据え置き3年、融資率が80%の資金を農林漁業金融公庫から融資するという要求を

させていただきます。

続きまして、大きな2番目の具体的施策といたしまして、認定農業者制度の運用改善という答申をいただいております。

更に、その中に4点ございまして、認定・再認定審査の透明性の確保。

2つ目として、認定・再認定審査における第三者機関の設置・活用。

3点目といたしまして、再認定審査における判断基準の明確化。

4点目といたしまして、認定取消措置の適切運用という具体的な答申をいただいております。これにつきましては、平成19年度措置ということでございます。

このいずれの4点につきましても、運用改善通知を発出する方向で現在検討をしておりますが、まだ、具体的にいつ発出するということまでは決めておりません。と申しますのは、1つは品目横断的経営安定対策につきまして、現在、農水省として現場に出向いていきまして、品目横断につきましても、いろんな現場の御意見、御要望をお聞きしているところでございます。

それらを取りまとめた上で、今後、品目横断的経営安定対策をどうしていくかという具体の検討に入ることになるとは思いますが、それらの検討と併せまして、認定農業者制度の御指摘いただいた件につきましても、併せて措置する方向で今のところ考えてございますので、19年度中に措置するということはお約束しておりますので、そのつもりであります。具体的な時期については、まだ見通せる状況ではございませんので、御理解を賜われればと思います。

続きまして、第3次答申では創業・事業等拡大等への支援についてということで答申をいただいております。

具体的には、大きく3点いただいております。まず、1点目の農業研修への支援の充実ということでございますが、これは担当課の方から御説明を申し上げます。

○一関課長補佐 普及・女性課でございます。資料の「創業・事業等拡大等への支援」の1ページでございますけれども「農業再チャレンジ支援事業」という資料があると思いますが、これについては、特に農業内外からの団塊の世代、若者の方が経験がなくても農業に安心して就けるように、就農のステップであります情報提供・相談段階、後は体験・研修段階、参入準備段階、定着段階と4段階に区切ってございまして、それぞれの段階に応じてきめ細かな支援を行っていかうというものでございます。

具体的には、次の資料の方がわかりやすいと思いますので、ページをめくっていただければと思いますけれども、フロー図になってございまして、例えば情報提供・相談段階ですと、新規就農相談センターという相談窓口がありまして、そちらの方で就農に必要な各種の情報の提供を行っておりますし、そのほかにも個別に就農相談に対応しているということでございます。

次の体験・研修というところですが、こちらの方では、上から2番目になりますけれども、社会人や学生向けの就業体験、インターンシップですとか、あるいは下の方で

すけれども、先進経営体における実践的な農業研修といったものへの支援も行ってまいります。

そのほかにも、都会の方々がなかなか農業の研修を受けられないという方々向けに平日の夜間ですとか、週末を中心に就農準備校というものを設置しております、こちらの方で農業の基本的な技術、知識について学べるということをやっております。

そういった方々についても、参入準備定着ということで、実際に農業に就く際の必要な資金の融資ですとか、あとは参入後の普及指導員によるきめ細かな指導といったものを実施しております。

以上でございます。

○佐藤課長 2点目の大きなテーマといたしまして、創業支援融資制度の充実という答申をいただいております。これも担当課の方から説明申し上げます。

○金融調整課の前島でございます。よろしく願いいたします。

創業支援に係る融資制度の充実でございますが、19年度からでございますが、農外からチャレンジ精神を持った企業等を迎え入れ、育成していくために、これまで農業経営の実績がなかった法人であっても、5年以内に認定農業者となる計画を有しているということによりまして、農業経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を受けているということによりまして、農業近代化資金、それと経営体育成強化資金の利用が可能となるように、19年4月1日から適用しておりますけれども、そういうことで措置しております。

資料につきましては、お配りしております資料の3ページ、4ページ、5ページに、この措置のための新旧対照表、要綱を配布させていただいております。

以上でございます。

○佐藤課長 3点目といたしまして、中小企業政策との連携という答申をいただいております。更に細かく言いますと、2点ございます。支援施策の周知徹底、2点目が多角的な農業経営の支援に向けた、連携強化でございます。

これにつきましては、資料を御用意させていただいております。資料の「創業・事業等拡大等への支援」というタイトルの資料の7ページ目をご覧くださいと思います。

「農業経営支援と中小企業支援との連携について（中間報告）」と題するペーパーがございます。

昨年の12月に第3次答申をいただきました後、経済産業省、中小企業庁との間での勉強会を立ち上げました。

具体的には、その資料の2ページ目、全体の資料でいうと、9ページ目になりますが「中小企業政策部局と農政部局との連携」ということで、第3次答申を受けまして、今年の1月に第1回の中小企業庁との研究会を開催いたしました。

その後、2月に2回ほど現場の方々からヒアリングを行いまして、5月に2回目の研究会で農業法人に対する支援策の効果的な活用などの在り方につきまして議論いたしまして、研究会の中間成果を公表したという形になっております。

最初に1ページ目に戻っていただきたいんですが、我々の検討課題といたしましては、1つは下の箱でございますが、経営の多角化に取り組む農業法人が必要とするような情報を提供するためには、どのような支援が考えられるのかという点が1点。

2点目が経営の多角化を一層進展させるためには、どのような支援策を検討していけばいいのかというのが2点。

このような2つの検討課題に基づきまして、中小企業庁との間で議論を重ねました。その結果が3ページ目でございます。全体の10ページ目でございますが、ヒアリング結果も踏まえて方向性ということで書いてございますが、まず、支援窓口の関係。現場からは中小企業部局と農政部局が連携して対応してほしいとか、支援窓口は一本にしてほしいというような御意見をいただきました。

情報の関係につきましては、特に情報のデータベース化あるいは企業の成功体験、失敗体験等の情報が欲しいというのがございましたので、方向といたしましては、農業経営の多角化に関する多様な経営課題があると思っておりますが、それらへの対応のために、やはり人材とノウハウを有するところ、具体的には中小企業基盤整備機構の相談窓口と日本農業法人協会の相談窓口が連携していくのがいいのではないかとということで、この両法人につきまして、5月から相談体制を整備、構築をしております。

3点目の事業拡大の支援でございますが、現場からは事務処理をサポートしてほしいという問題、あるいは異業種とのマッチングをコーディネートするような場がほしいというようなことが言われましたので、方向性としては異業種の産業とのマッチングによる販路拡大への支援、これを検討していくのではないかとということでございます。

4点目の創業支援ですが、新技術ですとか、新商品の開発に際して、特に研究開発の費用負担が大きいといったような話ございましたし、あるいは成果がまだ未確定の中での支援ということからいうと、補助事業の採択に当たっては、事業への取組み内容を評価してほしいというような要望もございましたので、それとベンチャー育成事業を創設してほしいというような声もございましたので、方向性といたしましては、生産にとどまらずに、加工ですとか、営業、販売まで経営をトータルで見据えたような経営改革への支援について検討していくことが必要ではないかというような問題意識を持つにいたりました。

そういったことも踏まえまして、資料の6ページ目にお戻りいただきたいと思っております。これも平成20年度の概算要求といたしまして、農業経営創業・事業拡大支援事業という要求を財務省に対してしております。

内容につきましては、1つは支援施策の周知徹底ということで、先ほど言いました中小企業基盤整備機構と連携した中で、経営相談活動ですとか、専門家の派遣ですとか、セミナーの開催といったような支援をしていきたいと考えております。

2点目の異業種の産業とのマッチングへの支援ですけれども、流通、サービス分野とのコーディネートを果たす機関を支援したり、あるいはビジネスマッチングのフェアを開催すべく企画立案に対する支援あるいは商談会へ農業法人が出展する際への支援、更には、

新事業展開に必要な知識などの講座あるいは経営者ですとか、管理者を対象とした研鑽ですとか教育講座、こういった開催に対する支援などを内容としております。

3番目に経営全般を見据えた経営革新の取組みの支援という観点から言いますと、農業法人が抱えております経営革新への取組みテーマをコンペ方式によって評価いたしまして、優良なビジネスプランについて、実現に向けて必要な商品開発ですとか、マーケティングの活動を支援していく。こういった事業を概算要求しているところがございますので、この予算獲得に万全を期していきたいというふうに考えております。

八田主査から御指示いただいた第3次答申のフォローの状況は以上でございます。

○八田主査 どうもありがとうございました。さまざまなことについて御努力いただいていることがわかりました。次に金融について、お願いします。

○富永課長補佐 では「農業分野における銀行等の民間金融機関の参入促進」ということで、第3次答申をいただいておりますので、それについての状況を御説明させていただきます。

答申の中では、農水省関係として、農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大ということが大きくありまして、1つが、対象金融機関の拡大ということで、信用組合の追加が言われております。

もう一つは、農協以外の民間金融機関に対する農業信用保証保険制度の周知ということで、民間金融機関が入れないのは、制度の周知が徹底されていないからではないかというようなお話をいただいているところでもあります。

最初に対象金融機関の拡大でございます。信用組合の拡大につきましては、答申をいただいた後、実際に全国信用組合中央協会さんの協力を得ながら、実態調査なりを行わせていただいて、それなりに積極的に取り組んでいる信用組合もございますということがわかりましたので、今度は政令改正ということで、政令で信用組合を追加する手続の方に入ってまいりたいというふうに考えてございます。

時期につきましては、19年度検討、結論、引き続き措置という形で順次進めてまいりたいと思っております。相手がございますので、すぐいつですという明確な回答ができませんけれども、中小企業庁さんなり金融庁さんなりには一応こういう方向でありますという前段のお話は進んでおります。あとは、実際に案なり何なりをつくって正式な協議というのは、また、これからというような形になろうかと思えます。

もう一つ周知徹底ということにつきましては、資料の1ページ目をご覧ください。まず、これは全国の基金協会の方に金融調整課長から9月3日付で通知を出しております。農業信用保証保険制度の適正な運営ということで、この中で、今回の周知徹底なりということ網羅させていただいているというところがございます。

最初のところが前段のくくりでございまして、担い手の確保をすることが必要だというようなことと、近年は、他産業からの農業参入が進んできていること、それから農協以外の地域金融機関の農業分野に対する融資の取組みも入ってきていますというようなことを

踏まえて、農協以外の金融機関については情報不足などから基金協会の保証利用が進んでいないという状況がありますので、制度の適正な運営と制度の普及に努めてほしいということでございます。

もう一つ、また以下で書いてあるんですけれども、農業経営改善促進資金「スーパーS資金」なんですけれども、これについて下記のとおり農業協同組合以外の金融機関に対する保証の取扱いが適正に行えるよう、留意されたいとしております。

これは、5月に出了された第1次答申で、「スーパーS資金」の取扱いについて、営農指導まで金融機関に求めているのはおかしいのではないかということでしたので、誤解のないように、ちゃんと周知をしましょうということが言われております。

今回、この通知で、それも踏まえて、一緒に対応させていただいたということでございます。

中身なんですけれども「記」として、対象者及び融資機関の留意事項ということで、保証保険制度の対象には「農業に従事する者」も法律で定められてございまして、「例えば」と書いてございますけれども、建設業者等が農業者から委託を受けて、農作業の一部を行うような場合も該当し、新たに参入する人も対象になります。それから、対象の方が法人の場合であれば、法人形態を問わないということで、株式会社でも農業をやっていたければ対象になりますというのが1つ。

あと、対象となる融資機関は、銀行または信用金庫も含まれていますということを明確にいたしました。

2ページ目に入りまして、保証料以外に必要な出資金等の説明ということで、基金協会は基本的に会員制でございますので、まず、会員になってもらう必要がございます。そのためには出資を出していただかなければならないということと、保証するためには基金という元金を用意して、その何倍まで保証しますということがありますので、そういうような会計上の必要なお金なりの負担をしてもらうという必要がございます。

そういうようなことを行うためには、ちゃんとしたルールを作ってそれをちゃんと相手に説明するというのをしてくださいというのが1つです。

(3)として、信用保証協会との連携。これも答申の中で、中小企業庁さんの方とともに言われているわけなんですけれども、要は中小さんの方にも信用保証協会というのがございます。あと、農業の方で農業信用基金協会というのがございます。そこで、当方の制度と向こうの制度で、間の谷間に落ちてしまって、なかなかうまく保証が受けられないというようなことがないように、そこはちゃんと連携をしましょうということで体制を整えていただいて取扱い上疑問が生じた場合には、相互に連携をとりながら適切な対応を図ってくださいというものです。

あと、2として、「スーパーS資金」の取扱いです。中段のところでございますが、営農指導などを求めているということを明確に言いまして、必要以上の要件を求めることで、結果的に「スーパーS資金」の融資機関を限定してしまうことがないように、制度の

趣旨に沿った適切な運営が図れるよう留意されたいということで、一応答申でいただいたことについて指導するという形にしてございます。

3 ページ目、今のは、基金協会あてに出しているんですけども、これを今度は中小企業庁の金融課の方に出させていただいて、一番最後の下のところで「御了知の上」ということで「信用保証協会に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします」という文章を付けまして、中小さんの方では各県にございます信用保証協会さんの方にも農業の方でこういう趣旨で通知が出ています。それについて、双方の連絡窓口をつくりますので、向こうにおいても連絡体制を整えてくださいという趣旨で下につないでいただくという形にしてございます。

4 ページ目、農林中央金庫を始め、全国銀行協会、社団法人の地方銀行協会、第二地銀協会、全国信用金庫協会あてということで、一応銀行協会さんの方にも当方としてこういう制度になっておりますということで御了知をいただき、会員の皆さんにも周知してくださいという形にしてございます。ここのあて名の中では信用組合が入っておりませんが、信用組合は政令なりで追加された折には、これと同等の通知を出すということを考えてございます。

それから、この通知のほかに新たに参入される方、もしくは銀行や信用金庫さんとか、あとはそういう方々に情報提供なり相談活動をするような場合、そういうようなことを想定して、今、初心者用のパンフレットの的なものを用意してございます。それができたときには、また、銀行協会さんを通じたりとか、地元の基金協会からセールスに行ってもらったりとか、そのようなことで活用してもらうために、パンフレットを送付することと、当方のホームページなんかにもそのパンフレットは載せたいと考えております。

以上です。

○八田主査 どうもありがとうございました。それでは、御質問はございませんか。

どうぞ。

○本間専門委員 認定農業者制度の透明性の確保のところを深くお聞きしたいんですけども、おっしゃったように、品目横断政策との絡みというお話だったんですけども、例えば認定に市町村で結構ばらつきがあるとか、それを公開せよといったことをここで提案したわけですけども、その辺りの調査といいますか、品目横断の遂行云々にかかわらず、何かできそうな気がするんですけども。

○佐藤課長 おっしゃるとおりなんです。私ども4点具体的にいただいています、いずれもごもつともな話なので、措置することは措置します。これは確実にお約束いたしますが、問題は、例えばばらつき、あるいは独自に年齢制限を設けているような市町村がございまして。そういったところを農業者にきちんと周知をする。その周知が今まで、ややもすれば万全ではなかったんじゃないかという反省がありますので、そういうことについては、ちゃんとしかるべき方法で周知をするようにという内容の通達を認定主体であるところの市町村の目につくように通知をしたいと思いますが、そのタイミングについて、幾つもぼ

ろぼろと通知がいくと、かえって現場が混乱しますので、まとめて出したいというのが現時点の我々の考え方です。だからといって、ずるずると年度末までに延ばすつもりは現時点ではありませんが、逆に9月何日付で出すとか、10月何日付で出すとか、そういうところまではまだ決まっていないということをお理解いただければと思います。

○大泉専門委員 サービス事業者ですが、特定の農作業だけ受託するコントラクターだとか、あるいは出荷団体に対しても特別な措置を講じてほしい、認定農業者として認めるかどうかはともかくとして、それでやっていただいたということなんだろうと思うんですが、その際、施設の取得等に関する融資ができるということですが、その際、計画を出しますね。この計画の策定は認定農業者要件にあるような計画策定と似たようなものと考えていいのでしょうか。全然違うんですか。

○佐藤課長 違います。認定農業者の際の経営改善計画はどのぐらいの年収を上げるとか、将来どういう経営をやるか、生産方式をどう変えていくか、そういうことが主とした内容になりますが、そういうものではなくて、そこにまさに括弧書きで書いてあるような、農作業の受託量を5年以内におおむね20%以上増加させるみたいな、ある意味コントラクターとしての、あるいはサービス事業者としての今後の発展方向みたいなものを計画として出していただく。

○大泉専門委員 この公庫資金は今までは認定農業者だけに限られていた資金なんですか。

○佐藤課長 今までは、公庫資金の中には、認定農業者向けの「スーパーL資金」と、認定農業者を目指す方を対象とした経営体育成強化資金、個別融資としては、大きくその2つがあったんですが、コントラクターとか、サービス事業者については、その2ついずれにも該当していませんでした。

今回「スーパーL資金」とか、経営体育成強化資金の中で対応するのではなくて、新しい資金、種目を、具体的に言うと、施設資金の中に、いろんな用途があるんですが、その施設資金の中に、一本農業サービス事業者向けの資金を小柱として立てるというやり方です。

○大泉専門委員 認定農業者にしてしまうと厄介になるからと、外で処理したということですね。

○佐藤課長 コントラクターが認定農業者になれば、当然「スーパーL資金」の方になってくるわけです。

○昆専門委員 サービス事業者という言い方で、ちょっと私からすると苦しくなるところがあるんですけども、例えば具体的な話で申し訳ないんですけども、北海道でタマネギを収穫する場合に、露地で乾燥できますね。露地で圃場乾燥していますね。それでそのまま出荷できる。府県の場合、梅雨どきですから、ハウス内乾燥しなければいけません。それを個別の農家にやらせると、非常にコストがかかって、経理的に成立しにくいんです。それを、例えば荷受け業者側がそういう通風乾燥を含めた設備を持ってしまおうというのと、北海道型のハーベスターを持ってきて、荷受け業者がそれをやると、現状では存在してい

ないわけですがけれどもね。そういうダイナミックな変化があると、イモとタマネギを産地でうまく生かしてみたいなことが可能になってくるわけです。

例えば、荷受け業者というか、集荷業者の方が、そういうことでやりますよといったら対象になるわけですか。

○佐藤課長 なると思います。日本標準産業分類に即して、農業サービス事業体という言葉を使っていますが、その中には、今、昆専門委員がおっしゃったような形態ですとか、あるいはコントラクター、請負作業体ですとか、そういったものが入ってきますので、そういったところは、多分対象になるとと思います。

○竹村課長補佐 収穫、乾燥調整という作業をやるということですか。

○大泉専門委員 もう一つは、「スーパーS資金」なんですけど、ほかの金融機関も参入できるように、営農指導を行うことをしないという話です。これは、審査するとき、普及所なんかは入らなくていいということになるんですか。営農指導だとか、やはりS資金をやるときに、審査をやるときに、何か普及所だとか、農協だとかごちゃごちゃ入って、その仕組みがほかの民間機関ではつけれないから、民間機関は利用できないよという話がそもそもその発端だったと記憶しているんですけども、そうすると、営農指導をしなくてもいいとなると、審査の機能だけがやればいいわけで、営農指導だとか、何かその後に伴うものはなくなったということで、普及所、そういうところから外れるというふうに考えていいんですかね。

○富永課長補佐 そもそも融資というか、保証の審査の段階で営農指導はそもそも入っていないわけなんですけど、基金協会が融資機関に営農指導を求めている例があるのではないかという御指摘があったので、それは違いますということで、今回改めて通知を出させていただいたわけで、融資機関なり、保証機関が審査を行うときには、融資機関もしくは保証機関として、この人はちゃんと返せるかどうかとか、そういう意味合いで審査するという話なので、営農指導については普及所なり関係機関が指導なり何なりにより手助けするという形になるとと思います。

ですから、営農指導というのは、その経営がちゃんと計画どおりに成り立つために、指導なり何なりというのは、ちゃんとした別のセクション、おっしゃられた、営農指導員なら営農指導員がちゃんと見るということで、それは保証機関の仕事ではございませんということをはっきりしましょうということでございます。

○米田委員 金融の方を教えてくださいんですけども、一応、農工連携ということで、いろいろ中小企業の方の連携を取るということは聞いたんですが、具体的に現実問題、結構中小企業系の金融と農業系の金融には狭間があるわけですね。狭間をこの通達によると、両方の機関に御連絡をして、ちゃんと連携を取ってくださいねという御通知が行っているわけなんですけど、現実には、狭間は狭間として結構存在しているわけです。どちらかで否定されたときには、どちらかが拾ってくださいというところまで踏み込んだ連携の依頼なんですか。

○富永課長補佐 一応、そのつもりでございます。それで、現場では各県の基金協会と信用保証協会、その両方でこの取扱いはどうだろうかというような疑問が生じたときには協議してもらおうこととしています。制度的にどちらなのかというようなときには、ちゃんと農林省まで上げてくださいという形で、あとは中企庁と連携を取ってどちらにしましょうというような形で相談に応じていきたいというふうに考えています。

○米田委員 あと、今まで、例えば異業種が農業に参入する時の問題を伺います。公的信用保証が1,000万付いていた中小企業が、例えばその企業が農業にいて、1割ぐらいが農業だというときには、今まで100%付けてもらっていた信用保証が、あなたは農業に行くので、ひょっとしたら農業を使う可能性もあるので別会計にしてくださいと言われるのと同時に、100を90ほどしか信用を保証しませんよというようなときに、それについてはこれを使えば解消できるのでしょうか。

○富永課長補佐 そのような実態の話になると、明確に即座にお答えするわけにはまいりません。

○米田委員 そういうこともこの連携の中に入っているのでしょうか。

○富永課長補佐 そこは当然のことながら、農業は農業の制度で見るわけで、中小の枠を取るとこのような形はないと思います。

○米田委員 建設業が農業参入したときに、農業と建設業本体を別会計にしてくださいと言われることが多いんですけども、それは相変わらず別会計ということなんですか。

あと、農業から農業に多角化して、それからまた更に多角化するようなときに、例えば堆肥をつくるときに、微生物を使って堆肥をつくっていたら、その微生物を使って環境浄化ビジネスに乗り出すというときは、また農業系、中小系ということで垣根を越えてしまうんですけども、そういうところも弾力的に相談に乗っていただけるんですか。

○富永課長補佐 相談については、まず谷間に落とさないというのが大前提という形で、どちらかのできるのではないかと。要は制度上はカバーできるはずになっていますので、そこはどちらかのでれるということを前提とした調整をする、話し合いをするという形になるかと思います。

○米田委員 わかりました。

○佐藤課長 多分想像でものを言わせていただくんですが、別会計云々という話は、政府系金融機関に限らず、民間金融機関も多分同じことを言うのではないかと思うんです。

といいますのは、建設業者が融資を受けるには、大体それまでのメインバンク、地元の銀行だとか、あるいは中小企業系の政府系金融機関から借りることが多いと思うんですけども、そういったところに融資したお金が農業にも使われるということになりますと、それは一般金融機関であれ、中小企業の政府系金融機関であれ、審査のノウハウがないと思いますので、その部分については、金融機関としては判断できないので、その判断できない部分は別会計にしてほしいという金融機関の側の事情もあるのではないかと思います。

ですから、今回の通達は、要はそういった狭間に落ちないように、農業関係と他産業関係との連携をしっかりとくれという趣旨だと思います。会計の話は、金融機関の事情もあると思います。

○米田委員 先ほど、どこに資料が書いてあるのかわからなかったもので、聞き漏らしていたら失礼なんですけれども、一応、最初に信用組合の方に、農業系の融資を取り扱うという窓口を広げようということで、いろいろされているという資料はどこに入っていましたかしら。

○富永課長補佐 そのことにつきましては資料は付いてございません。いただいた御指摘に対して、今、どう対応しているかということで、まだ、成果物になっておりませんので、口頭で説明させていただきました。

○米田委員 そのときに、信用組合もそうですけれども、信用金庫もありますね。

○富永課長補佐 信用金庫は対象になってございます。銀行と信用金庫は、もう既に対象になっていて、信用組合が、今、外れているので、今後追加すべきという御指摘でございました。

○米田委員 資料はないまま御説明されたわけですね。

○昆専門委員 3次答申のフォローアップということですのでけれども、意見交換というところがありますので、ちょっと御意見を伺いたいんですけれども、去年来の認定農業者制度のことについて、我々は認定農業者の枠を広げるとか、条件が厳しく、いろいろ御提案もしました。

だけれども、そもそも考えてみると、認定されるべきはお客に認定されるべき、消費者に認定されるべきであって、お上が認定するというのは、本来おかしな話ですね。

それで、認定農業者になるというのは、実は借金をするための手段になっているわけですので、その中で、去年も話題にはなっていましたけれども、生産調整に参加しているということが条件ですね。

ところが、最近の状況を見ていると、生産調整そのものが来年以降どういう状況になるだろうか、非常にわからなくなってくる中で、現実の経営者としては生き延びるために別の方策を考えていかなければいけないわけです。だけれども生き延びられる人々を残すというのが政策でございましょうから、そういう意味合いでは生産調整という条件、参加という条件、これも御検討の中になってきているのではないかという気がするんですが、その辺はどういう感じですか。

○佐藤課長 まず生産調整につきましては、米改革の第2ステージに入ったということで、19年から3年間を1つのステージとしてやっていきますので、御案内のとおり、今年から民間主体の生産調整ということで、国は需給の情報、価格の情報、これをしっかりと提供するという役割になりましたけれども、そういったことから言いますと、生産調整の基本的なフレームは、この3年間続いていくということになるかと思えます。

○昆専門委員 それが終われば、それは必要なくなるということですね。

○佐藤課長 21年度末にはあるべき姿が実現されるように、この3年間頑張っていこうということで、今、やっていますので、それと認定農業者との関係でありますけれども、今、言ったような生産調整、これは結局何のためにやっているかといったら、21年度末、22年には米政策のあるべき姿を実現しようということで、今、生産調整をやっているわけです。ただ、現在の農業構造ですとか、あるいは米についての需給動向を考えた場合に、米の生産調整をなくして、生産者の自由に委ねた場合に、これはある意味、要は米価が大幅に下落するという可能性は大きいと思いますので、そういう生産調整をなくして、米価が大幅に下落したときに、やはり最も影響を受けるのは担い手だろうというふうに思います。

したがって、1つは、そういった事情を考えれば、需給調整にしっかりと取り組んでいくということだと思います。

他方で、昆専門委員のおっしゃることもよくわかりますので、1つは、品目横断的経営安定対策の推進による農業構造の動向を実施状況を踏まえて農業構造がどうなっていくかという、その辺の検証がまず1つ。

それと、今年から始めた民間主体の生産調整を通じた米の需給調整がどうなっていくかという状況、そういったことを踏まえた上で中長期的には検討していく課題なのかなと思います。

今、認定農業者に生産調整をリンクさせないとなると、その影響は、むしろ育てるべき経営体の方がむしろマイナスの影響が大きいというふうに我々は考えております。

○八田主査 どうぞ。

○本間専門委員 細かい点で恐縮なんですけれども「創業・事業等拡大等への支援」の6ページ目の一番下の「3. 経営全般を見据えた経営革新の取組を支援」。これは大変結構だと思うんです。かねがね私もいろんなビジネスモデルで、それに対して、補助金というよりも、そういうものがきちんと評価されていくというシステムが望ましいと思っているんですけれども、取組みテーマをコンペ方式によって評価する、これは具体的にだれがどういう形で評価するのか、ちょっとアイデアとしてあれば教えてください。

○佐藤課長 担当補佐の方から説明させます。

○岩男課長補佐 コンペ方式でございますけれども、事業の中で措置しようと考えているのは、中小企業基盤整備機構のノウハウをうまく活用していきたいと考えておりますし、地域でいろいろ経済的に影響のある方々がいらっしゃいますので、そういう方々を委員として審査をお願いして、ビジネスプランについて十分な審査をしていきたいというふうに考えています。

○本間専門委員 例えばビジネスモデルの創出といった場合、プランを出して具体的に何年までにどういう形でというフォーマットみたいのを決めてやるということなんですか、その辺りをお願いします。

○岩男課長補佐 そうですね、財務省と交渉ごとになると思いますが、単年度でやるのか、2年ぐらいの継続事業でやるのかというふうに考えておまして、できれば2年ぐらいの

継続の中で、必要な段階によって、彼らのビジネスプランを実現していきたいと思っておりますし、その中身については、多様なものがあると思いますので、何に限定するというわけではなくて、拾っていきたいと考えております。

○本間専門委員 具体的に、例えば最大1件当たりどれぐらいの支援を考えているんですか。

○岩男課長補佐 上限を500万という形で要求させていただいております。

○本間専門委員 もっと大きくてもいいような気がするんですけども、わかりました。

○米田委員 付け加えまして、答申の方では農業研修の支援の充実をお願いする19年度措置の中で、個人だけではなくて、企業等の農業参入法人に対する研修についても支援を充実するなど、必要な措置を講じるというような文面があるんですが、それに対するこのたびのことは、どこにそういう資料がございますでしょうか。再チャレンジ支援事業というのは、何となく個人向けという形のような気がするんですが、企業に対する支援というのは、どういう形で拡充されているのでしょうか。

○一関課長補佐 企業向けについては、研修というよりも、参入後の普及指導センターよっての技術指導とか、そういった面についてしっかりやっていこうということを考えております。

再チャレンジ支援事業の中では特に、これは農家というか、個人向けなんですけれども、法人については、先ほど申し上げたようなことです。

○米田委員 企業が入った後で支援していただくというのは、ありがたい話ではあるんですが、やはり農業というのは、やったことのない企業が、まず第一歩を踏み出すときに、やはり情報提供ですとか、いろんな技術指導ですとか、企業にとってもやはりリスクのあることですから、農業に行くというのは迷っているわけですね。第一歩を踏み出すときに、やはり技術のいろんな研修とか支援があるといいなということで、恐らくこちらの19年度措置の中にも参入に対する研修についても充実をすると書いてあるわけですね。

○佐藤課長 企業参入については、土地利用型といいますか、農地をリースして企業参入するという制度がありますけれども、そういった土地利用型農業に参入しようとする企業に対しては、19年度から新規事業として企業参入の総合対策を経営局として支援措置を講じています。

その中のメニューの1つとして、企業に対する情報提供ですとか、技術支援ですとかもやるということになっていきますので、そういう意味では、19年度に創設いたしました企業参入の総合対策という支援ツールを活用しながら、もし技術が望みであれば、そういう技術の支援も行っていくというフレームは用意いたしました。

○米田委員 今、おっしゃったのは、土地利用型ということですね。そのほかの農業形態についてはいかがなんでしょうか。

○佐藤課長 そのほかは、今、具体的に手持ちがございませんので、調べて御回答したいと思います。

○八田主査 ほかにございませんか。それでは、どうもありがとうございました。今後ともいろいろ伺うことがあると思います。よろしく願いいたします。

(農林水産省経営局経営政策課及び金融調整課、普及・女性課関係者退室)

(農林水産省経営局保険課関係者入室)

○八田主査 わざわざここにお運びくださいます、どうもありがとうございました。

ただいまから農林水産省のタスクフォース第3次答申のフォローアップのヒアリングを継続したいと思います。

午後からは保険課の皆さんにおいでいただきまして、農業共済制度見直しについてお話しいただきます。最初に10分か15分くらいお話しただいて、あとは質疑に入りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○村上課長 農林水産省保険課長の村上でございます。よろしく願いします。

お手元に「農業共済制度の見直し」と題した資料をお配りしてあるかと思いますが、これに即して御説明したいと思います。

最後の2ページ「別紙2」でございます。ここに昨年12月25日に「規制改革・民間開放推進会議」の第3次答申の中で、共済について御指摘をいただいた部分を抜粋してございます。

めくっていただきまして、「具体的施策」の部分でございますが、3点御指摘をいただいております。まず「情報開示の促進」ということで、掛金や損害補償金の算出根拠等について、加入者の理解が得られるよう情報開示を促進すべきであると。この御指摘がまず第1点でございます。

第2点が「栽培管理能力等に応じた掛金の設定」ということで、個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステムが活用されるよう促すべきである。

また、防災施設の設置状況等、栽培管理技術による掛金の割引について周知徹底を図るべきである。これが御指摘の第2点でございます。

第3点「選択の自由度の向上」ということで引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組みについて周知徹底を図ること。

各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように促すべきである。この3点御指摘をいただいております。

前に戻っていただきまして、この御指摘を踏まえまして、3月8日付けで当方から全県に通達を発出しております。その写しをここに用意してございます。

この「記」の部分をごらんいただきたいんですが、3点の御指摘を踏まえまして、まず「1 情報開示等の促進について」でございますが、総代会を始め各種会議や通知書の送付とか、広報紙、ホームページ等、いろんな手法を使いまして、組合員農家への情報開示へ努めようと。当然のことながら、制度の仕組みや加入資格、引受方式等について、説明周知を十分に行うこと。

それから、引受時には農家が選択できる補償の内容や引受要件等について十分に説明すること。

それから、御指摘の中にもありましたが、共済掛金や支払共済金について、単にその額を示すだけではなくて、算出根拠についても情報提供を行うこと。

4番目といたしまして、被害申告を行った組合員が共済金の支払対象とならなかった場合、これはいわゆる足切割合というのをごさいます、損害が一定水準以上に達しないと、共済金の支払対象にならないという仕組みになっておりますが、その点について、農家に十分説明して、なぜ支払ってもらえないんだという誤解、不満を受けることのないようにということをごさいます。

「2 栽培管理能力等に応じた掛金の設定について」をごさいます。既に組合員ごとにその被害の実態に応じて掛金率を設定するシステムをごさいます。これがここに書いてある危険段階別共済掛金率というものでございまして、これを具体的に導入するかどうかは各組合の判断で、各組合の共済規程において定めるということになっております。

これにつきまして、この導入を前向きに検討しなさい。既に実施している場合にも被害実態を適正に反映しているかについて検討を行って、必要に応じて見直しを行いなさいということをごさいます。

(2) をごさいます。いろいろな掛金の割引システムをごさいます。例えばここに「水稻病虫害事故除外方式」とございまして、これは地域でまとまってヘリによる農薬散布などによりまして、共同防除を行っている場合、その地域が病虫害被害に遭う確率は非常に低いということで、こういう地域につきましては、病虫害事故を補填の対象としない。その代わり掛金率を安くするという方式も認められているところをごさいます。

その次の「家畜共済の事故除外方式」も、家畜共済におきまして、飼養管理のレベルが高い農家につきましては、伝染病以外の通常の疾病による家畜の死亡事故などは補填の対象としない。その代わりに掛金を安くするという方式を選択することも認められているところをごさいます。

こういうふうにもいろいろ掛金を安くする方式はございまして、これらにつきましても、導入するかどうかは組合員の意向を踏まえて、各共済組合が共済規程で定めるということになっております。

したがって、これらの方式について組合員等に周知徹底を図るとともに、組合員農家のニーズを踏まえて、これらの措置の導入について検討しなさいということをごさいます。

「3 選択の自由度の向上について」をごさいます。単位当たり共済金額とか引受方式、それから補償水準等につきましては、各共済組合が共済規程の中に定めたものの中から、組合員等が選択できることになっております。ただ、従来は少なくとも複数のメニューは用意しなさいという指導はしてございましたが、それにとどまっておりましたので、答申の御指摘を踏まえまして、改めて組合員農家のニーズを調べて、できるだけ多くの選択肢を

共済規程に盛り込むように検討しなさいということでございます。こういう3点の御指摘を踏まえた通達を発出したところでございます。

通達発出後、さまざまなレベルの団体の会合等の場で、私自身が出席したのも10回近くございますが、その場でこの通達の内容について説明しまして、前向きに取り組むようにと団体の方に伝えたところでございます。

以上でございます。

○八田主査 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様御質問ございませんでしょうか。

○本間専門委員 具体的な団体の方でのメニューの多様化だとか、具体的に上がってきていますか。

○村上課長 この通達の中にも後日、本通知を踏まえた運用改善の内容、共済規程の変更状況について調査を行う予定であると記載してございますが、まだ調査はかけておりません。今年度末目途くらいに通達発出後1年の節目ということで、フォローアップ調査をかけることを考えております。

○大泉専門委員 課長のところに個別に入ってきているような情報というのはございませんか。

○村上課長 今のところは特に個別には聞いておりません。

○大泉専門委員 共済規程の中に多くの選択肢があるんだよということを書き込むわけですね。

○村上課長 はい。そうです。

○本間専門委員 それを書き込むのはいいんですけども、それを周知徹底するのは、おっしゃったような会議だとかそういう場でなされたということになりますか。

○村上課長 まず共済規程を改正するんですが、それは総会または総代会にかけますので、その場で組合員に周知されます。それとともに、共済規程が改正された後は、この通達にあります、情報開示の促進の一環といたしまして、組合のホームページに載せるとか、いろんな広報紙に載せるとか、さまざまな媒体と機会をとらえて組合員に周知してもらうということにしております。

○本間専門委員 そのプロセスは2ページの一番最後のところなんです、「改めて農家の保険需要を踏まえた上、できるだけ多くの選択肢」、我々の提言には直接は織り込まなかったんですけども、昨年の議論の経過から言うと、いわゆる入らないという選択肢等の保険需要というものはちゃんと踏まえているのかどうかという辺り。

つまり、農家の需要というのは、どういう保険が欲しいという需要の把握だと思うんですけども、その中には例えば保険は必要ではないと。米などの場合には全員加入というシステムを取っているわけですね。そういうところと言わば入らない自由というものも必要なんではないかという声は上がってきてないんでしょうか。

農林水産省は把握していないんでしょうかという意味なんです。

○村上課長 米、麦について、現在一定面積以上の方は当然加入ということで、これは当然入っていただくという仕組みに法律上なっております。それに反対する意見がないのかという御趣旨かと思いますが、前のヒアリングのときにもお話ししたかと思いますが、平成15年に法律改正をやったときに農家アンケートを取っております、たしか1万8,000農家くらい調べたんですが、そのときに当然、加入については、7割程度の農家は維持してほしい。ただ、残り3割は廃止または見直しが必要であるという意見がありました。ただ、大勢としては、維持すべきであるという声が多かったということでございます。

○八田主査 廃止、見直しというのは、選択制にすることに反対なのか。それとも、そもそも保険制度を廃止してほしいということですか。

○村上課長 当然加入制についてでございます。いわゆる強制加入でございますから、そうではなくて、自分で選べるようにしてほしい。あるいは何らかの形でもっと緩和してほしいという声が3割程度はあったということでございます。

○八田主査 普通だったら選択制にすることによって失われることは何もないように思うんですが、むしろ強制されないで、どっちみち入る人でも選択制なら入れるわけですが、選択制にしたらどういうデメリットがあるというふうに、答えた人は考えたんでしょうか。

○村上課長 選択制にした場合、1つ危惧されるのは、逆選択が働くということでございまして、それが農業共済の場合、一般の保険とあまり同列には考えられないという点でございます。要は、被害率の高いところだけ結果的に入るということになる、自分で望んで入った人たちにとっても、掛金率がどんどん上がっていくという心配もございまして、そういう意味で入らない人は入らないでいいというわけではなくて、デメリットもあるということでございます。

○八田主査 そうすると、強制加入の方がいいと答えた人たちは、逆選択の可能性について認識して答えたということですね。

○村上課長 そういうことでございます。

○八田主査 わかりました。

○大泉専門委員 これは私どもの具体的な施策の中には入っていないので、これを言うのは恐縮なんですけれども、去年の議論で当然加入の問題は少し議論したかと思うんですが、その際に当然加入にする論理として、幾つかあったうちの1つは、加入していない方が被害に遭って、その人たちが被害を受けた暁にはさまざまなルートでもって要望してくる。その中には政治家もいるということがありましたね。そういう人たちは助ける必要があるのかどうかというのは私は相変わらず疑問なんです。そういう人は自分の自由意思で入らないと決断したんだから、それはそれでいいじゃないか。だから、当然加入にすべきだというロジックは変だなとは思ってはいるんです。その話が1つ。

もう一つ、去年私どもは共済組合と農家との関係を議論していましたが、今年辺りは共済組合の在り方そのものも議論しなければいけないのかなと。つまり、運営の

透明性だとかコンプライアンスだとかいうことも、背景の事情は察しておられるだろうと思いますけれども。それに対しては、次のステージになる、そんな感じがしています。もしも何かあれば。

○村上課長 第1点目の方、いざ災害に遭って騒ぐ人たちを救う必要はあるんだろうかという点は、先生の御指摘もごもっともだと思うんですが、いざ、大きな災害が起こりますと、やはり政治問題、社会問題になりますので、何か対策を講じざるを得ないということになるかと思えます。

聞いているところでは、アメリカなどでも、あそこは基本は任意加入なんですけれども、しかし、災害が起こるたびに特別対策を講じなければならないのはおかしいということで、建前は任意加入ですが、いろいろ金融措置を講じる場合の条件に農業保険への加入を義務づけるとか、いろんな形で實際上義務加入に近いような形で誘導している。それはまさに災害が起こるたびに対策を講じろということになって不合理だからだという話は聞いております。

○大泉専門委員 それは災害に対する補償をどこで見るとかという根本の議論が必要ですね。これは、また今年議論させていただければと思います。

○米田委員 こちらで出した答申の方は選択制ですね。「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステムについて、各共済組合が活用するよう促すべきである」と書いてあるんですが、促すというのは、この文書1枚を送ることというよりは、もう少し実際にどういった選択制のある掛金率があるのかということを示しながら、こういうようなものを導入したらどうですかとか示されることだと思います。あと各地で、10か所くらいで御説明されたということですが。

○村上課長 実はこの中に危険段階別共済掛金率の導入とさらっと書いてありますけれども、既に制度的に個々の農家の被害実態に応じた仕組みが既に昭和60年だったかと思えますけれども導入されておりまして、その時点で具体的な仕組みはこういうふうにするんだよということをいろいろ指導しております。

ですから、今回はそれをリマインドして、それをもっと前向きに導入しなさいということとでございますので、その具体的な仕組み等については、既に十分周知してあるということとでございます。

○草刈議長 米田委員がおっしゃっているのは、このような通達をお出しになるというのは結構だと思いますが、それが有効に作用しているかどうかという検証をどこまでやっておられるのかということです。

農業とは関係ないですが、現実には教育問題などで、教育委員会にこういう通達を出すということで、会議と文科省が一致して出しました。ところがそれを無視している教育委員会というのがあります。そういう現象が起こっているのでは何にもならないと言って、こちらでも騒いでおりますが、そういうことのフォローアップが現実にもどこまで、つまりこれは有効でなければ意味がないわけです。その辺の検証をどうされていて、どういう効果が

現実に起こっているかというところまでフォローアップしていただかないと、どうなっているのですかという質問だと思います。

○村上課長 先ほど10回程度くらいの会議と申し上げましたが、もうちょっと詳しく申し上げますと、大体平均して月1回くらいの割合で、共済団体の全国の連合会、各県に連合会がありますが、それを全県集めて会議を行っているんです。それは組合長が集まる場合もあれば、事務方のトップである参事が集まる場合もあります。いろいろレベルがありますが、大体平均して月1回くらいで全国から集めています。

そのときに、答申の御指摘の内容と通達の内容を改めて説明して、それもただ定番に説明するのではなくて、ポイントはこういう点ですよ。そのポイントの一つは危険段階別共済掛金率の導入ですよ。これはちゃんと組合員の声を聞いて、ちゃんとやりなさいよと。後でフォローアップ調査をかけますよということは、再三言っております。

ですから、10回くらいと申し上げましたのは、全県集めた会議を10回弱くらいやって、そのときに何度も説明してあるということで、いずれフォローアップやるということもちゃんとやってありますので、多分今年度末目途くらいで調査をかけたいと考えております。

○草刈議長 やはりフォローアップしていただいて、どれだけの意味があったのかということを検証しなければ、やっていることは無意味になってしまうので、その結果を年内にも例示をしていただければ、その意味があるのだらうと思いますので是非お願いしたいと思います。

話は別なのですが、選択制の話について素人質問で恐縮ですが、例えば私が農業者だったとして、共済制度に加入しないとしますと、これは別に罰せられるわけではないのですよね?ただし、保険がきかないということですね。先ほどの全国災害になることは別にしてですが、普通の共済組合に入っていればきくものは勿論ききませんということですね。

○村上課長 その点は、米、麦については、一定面積以上耕作している場合は、当然加入ということで、自動的に共済組合の組合員になって、自動的に共済契約が成立します。掛金を納付してくれないと、強制徴収がかかります。滞納処分をかけることになります。

○草刈議長 そのとき拒否したらどうなるのでしょうか、払わないと言ったらどうなるのでしょうか。

○村上課長 拒否されたら、強制徴収をかけるということです。

○草刈議長 強制徴収もいやだと言ったらどうなるのでしょうか。

○村上課長 いやだと言われましても、口座を差押さえて、強制的に取り立てます。

○米田委員 それは例えば農協にある口座から引き落とされるということですか。

○村上課長 そういう場合が普通です。要は、税金を滞納した場合と同様に扱われます。税金を滞納した場合は滞納処分がかかりますね。

○草刈議長 最近話題になっている保険とか、NHKの徴収の問題とかいろいろありますね。そういう意味では強制徴収する仕掛けはもうできているのですか。

○村上課長 できています。

○草刈議長 それでは、ちょっと質問を変えますけれども、そうだとすると非常に不可思議で、独禁法がそこまで強い強制力を持つべきものかどうかというのは疑問ですが法的な問題ですから、これは独禁法で成り立っているのですよね。独禁法のエグゼンプションですね。本来であれば保険というのは自分で勝手にかけるもので自由ですが、入らなければいけないというのは独禁法のエグゼンプションだから、強制的に徴収することができるということでしょう。

○村上課長 独禁法との関係ですか。

○草刈議長 明らかに独禁法ですよ。

○村上課長 これは農災法上そういう仕組みが認められておりますので、それは独禁法とは別の世界ということで、対等の法律でございますから、今はそういうふうに仕分けされていると思います。

○草刈議長 その問題もあると思いますが、それは置いておいて、仮にどこかの私的保険があったとします。このごろ御存じのとおり、いろんな保険の商品ができています。その農家にとって非常に魅力的な保険をだれかがつくって、それで強制徴収される分はともかくとして、更にそれに加えてそういう保険に入ったとします。それは構わないですか。

○村上課長 それは構いません。

○草刈議長 そういう保険屋を連れてくると、競争が起こるということになって、そうすると、独禁法の適用除外というところが非常に私は問題になると思うんです。現実はそのような保険はないわけですか。

○村上課長 今も、別に民間の方で農業保険をされることが制度的に禁止されているわけではありませんし、例えば天候デリバティブ保険みたいなことを民間の方でやられたことはあると聞いています。ただ、やはりうまくいなくて撤退したというケースが多いようです。

何で、そもそも農業共済を国がやっているかといいますと、非常に被害率が高いということがありまして、一般の火災保険とか損害保険の大体 100 倍くらいの被害率になりますし、それに普通の火災保険などと違うところは、収穫保険ですから、毎年毎年、田や畑を一筆ごとに調査して、この田んぼは過去何年間でこのくらい収穫量がありました。では、今年はこのくらいの収穫量が見込まれますねというのを毎年算定して、被害に遭ったら、毎回圃場を調査して、減収量はこれだけですから、共済金をこれだけ払いますねというのを全部調べないといけないんです。

ものすごく手間暇がかかる。その割に被害率は高いし、全然もうからないということで、もともと民間では無理だから国がやっているということございまして、勿論、民間がされることは禁止はされておきませんが、実際にやられている例はまずない。やってみても大体失敗するケースが多いと聞いております。

○昆専門委員 ちょっと話が違ってくるんですけれども、今日は意見交換の場ですから、それでお聞きしたいんですが、この災害補償共済制度の法律の根拠と言いましょか、法

や制度の根拠は、さかのぼれば食管法があったり、食糧難の時代に、国民の食糧を供給する、あるいはそれを生産する生産者の再生産を確実なものにするというのが制度の基本だと思うんです。

実は米改革大綱のようにどんどんマーケットに任せていく方向に向かっていますね。そういう中で、個々の農業政策は、国民の食糧を確保するというのは当然かもしれませんが、実はその担い手たちが自己責任において自らの経営をリスクヘッジしていくことが、すべからずこの災害補償ということだけである時代なのか、そういう時代は終わってきて、もう飢えている場面ではないわけですから、むしろ個々の経営者たちが、別に天災の補償ということだけではなくて、さまざまな形で経営のリスクヘッジをしていくと思うんです。また、そういう方向に進むべく農業政策は変わってきているんだと思うんです。

そういう、農業それ自身の変化があるとしたら、災害補償制度の法的根拠と言うか、制度の根拠というものも、ある時代になってくると、やはり変化していくのが筋じゃないのかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。あと22年くらいになったらどうなるだろうとか、それより先になったらどうなるか。共済職員の方を不安にさせるようなことを言うてはいけませんけれども。

○吉武課長補佐 事実、災害補償制度は5年ごとくらいにおおむね見直しをしてきています。直近では平成15年に見直して、できるだけ農家の選択肢を広げようという方向で農家さん、団体さん等の意見も聞きながら、農業事情の変化に合うような形で見直しはしてきています。事業法ですから、今後ともそういう見直しをやっていく必要はあると考えております。

○村上課長 先生御指摘の点で、経営の自由度を基本的に広げていく方向じゃないかと。その中で農災制度の在り方をどう考えるのかという御指摘だと思います。今、吉武の方から申しあげましたように、農災制度も基本的な枠は変えていませんけれども、その中で選択肢を増やすような形で、ある程度自由度を高める方向には変えてきております。

おっしゃりたいのは、そもそも当然加入の在り方をどう考えるんだということだろうと思うんですが、その点につきましては、社会の大きな流れとしまして、自由度を高める一方で、安全・安心の部分にはきっちりやれという流れが一方でございますね。

そういう意味では、これは災害対策ですから、そういう意味では最低限のセーフティーネットという位置づけでございますから、考えようによっては、それには上乘せする部分は自由度を高めるべきかもしれませんが、最低限のセーフティーネットとしては、きっちり確保する必要があるんじゃないかと、基本的にはそう考えております。

○八田主査 一番最初に逆選択ということをおっしゃったんですけども、逆選択は、保険会社が加入者の危険度を知り得ないときに起きます。健康保険は大体どこの国でも社会保険です。保険会社は、加入者がどれだけ病気になりやすいかを知る立場にあるため、任意加入にすると保険会社は加入者の危険度に関係なく一律の保険料をかけます。したがっ

て、もし任意加入にすると、病気になりがちな人は入るけれども、そうではない人は出ていく。したがって、ものすごく高い保険料になるから、普通の危険度のある人も入れなくなってしまう。そうすると、本当に危険な人だけが残ってしまう。これが逆選択です。この逆選択の問題は、強制加入にすると解決できます。要するに、この人は病気がちかどうかということは保険会社にとってわからないから、保険料を一律にする。そのために、逆選択が起きる。民間経営の健康保険には、逆選択が起きるわけです。それを防ぐために、健康保険は強制加入にして社会保険にするわけです。

しかし、例えば火災保険に強制加入させるということはないわけですね。火災になったら大変なことなんですけれども、これは強制加入させない。火災保険の場合には、モルタルか木造か鉄筋か、外から見てわかるから、逆選択は起きない。したがって、強制加入は必要ないということです。

農業の場合には、災害の結果、被害を被るかかどうかというのは、ある程度外から観察ができるわけで、それに応じて保険料を変えておけば、別に逆選択が起きるという性質の話ではないと思うんです。

要するに、ももとの危険度に応じて保険料にきちんとした差を付ければ大丈夫。農業に関しては、それを民間の保険にやらせると、ちゃんと危険度に応じた保険料をかけることになる。これは官でやったら適切にはできない。

加入を強制すべきだという理屈として、今伺ったのは2つあります。第1は、どっちみち官がやらなければいけないからだめだというものです。第2は、逆選択です。しかし、この逆選択の理屈というのはうまくいかないんじゃないですか。

逆選択でいくとおっしゃるなら、適切な調査によって立証する必要があると思います。普通だとこれは農業の災害保険は、逆選択が起きにくい分野だと思います。

○村上課長 まず保険料率については、現在も別に一律ではなくて、それは各地域ごとに過去の被害率を基に算出していますので、地域ごとに差は付いていますし、かつ先ほどの危険段階別共済掛金率の導入も進めていますので、同じ地域でも各農家ごとに過去の被害データに応じて差を付ける仕組みにはなっております。それは客観的なデータに基づいて算出しております。

○八田主査 そうならば、逆選択は起きないでしょう。保険会社にとって加入者の危険度がわからないときに逆選択というのは起きます。本当は非常に危険度が高い人が隠して、残ってしまうから、危険度の低い人が出ていくという場合です。政府ですら危険度の違いを観察でき、それに応じた保険料をかけられるのなら逆選択が起きる理由がありません。

これはフォローアップですから、今後もこの問題はかなり大きな議論だと思いますけれども、当事者に聞かれたときにそういうことを認識されたのかと伺って、そうだとおっしゃったから、ちょっと私は不思議な気がしたんです。

だんだん時間がなくなって、次の方が控えていらっしゃるの、もう一問だけ、あえてということがありましたらどうぞ。

○米田委員 実にささいなことで恐縮なんですけれども、強制徴収されると言いましたね。そのときに、多くの方はJAに口座を持っておられるので、そこから天引きみたいに引かれるんだらうと思うんですが、たとえその口座がJAのメンバーではなくて、ほかの信用金庫とかにある口座しかない場合も、そこから強制徴収されていますか。

○村上課長 JAだろうがどこだろうが、その人の口座を調べて差押さえるということになりますし、口座がなければ昔ながらの家財差押さえという形になります。そこは滞納処分のルールにしたがってやっていくということでございます。それは一般ルールに従ってやります。

○米田委員 JAの場合は自動的に天引きをするという、いろいろ費用がかかっているのを、例えば苗代とか何とか代とかいうのでどんどん引いていきますね。その中に共済が入っているわけですか。強制徴収のやり方を聞いているんです。

○八田主査 いざとなったら牢屋にぶち込むということです。要するに、税金と全く同じです。

○米田委員 では、農協であろうが、信用金庫であろうが、手続的にも同じことをされるということですか。

○村上課長 それは税金を滞納した場合の滞納処分と同じですから、一般のルールにのっかってやっていくということです。

○八田主査 今日はお忙しいところをどうもありがとうございました。先ほど議長が申しましたように、実際の浸透の度合などについてもフォローアップでまた伺いたいと思います。

またよろしく申し上げます。

(農林水産省経営局保険課関係者退室)

(農林水産省生産局種苗課及び消費・安全局農産安全管理課関係者入室)

○八田主査 それでは、農林水産業タスクフォースの第3次答申のフォローアップのヒアリングを続けさせていただきたいと思います。本日は、お忙しいところをどうもありがとうございました。

次は、農産安全管理課、種苗課の皆さんにお話をいただきます。全部で20分を見込んでおりますので、最初の10分ほどお話をいただいて、あと質疑の時間に充てたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木室長 それでは、フォローアップということで、私は農薬対策室長の鈴木でございます。私の方から農薬につきます答申に対するフォローアップ状況ということでお話し申し上げたいと思っております。

農薬の関係は3点御指摘をいただいていたかということでございます。

まず1点目といたしまして、農薬の登録に要する期間の短縮に取り組むべきという御指摘をいただいていたかと思いますが、これにつきましては、本日既に資料としてお配りし

ているかと思えますけれども、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの中期目標の中で、基準の農薬登録に要する期間の短縮を目標ということで掲げさせていただいておりました、従来の中期目標に比べて更に5%程度短縮するという形での中期目標を設定させていただいております。

これによりまして、基準設定の必要な農薬では1年5か月から1年4か月という形にさせていただいておりますし、それ以外の農薬については11か月から10.5か月という形で、さらなる中期目標の中でも農薬登録の期間の短縮に向けて取り組んでいるところでございます。

2点目の御指摘でございますが、薬効薬害試験等の農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の中で公的機関において試験したものの提出という形になっているけれども、期間の短縮という観点から民間機関にも民間開放を推進すべきではないかという御指摘をいただいていたところでございます。

これは資料は特に付けてございませんが、19年度中に措置をなささいという話になっておりますので、私どもといたしましては、今、そういう公的機関でのみの作成を認めていた試験、薬効薬害試験でございますとか、あるいは作物残留試験でございますけれども、こういう試験について、どういう形で民間機関に開放を進めることができるかということで、現在その方向で検討を進めさせていただいております。何とか19年度中にその必要な通知の改正ということをやってまいりたいと考えてございますけれども、今の段階では検討中ということで御理解いただければということでございます。

3点目の御指摘でございます。農薬適用拡大、適用病害虫の適用拡大の推進ということについての御指摘でございます。私どもも当然、地域農業を振興する観点から、特にマイナー作物等を中心といたしまして、適用病害虫を拡大させていくということは重大な問題だと考えておりました、これまでも積極的な取組みにさせていただいてきておるところでございます。

例えば通例ですと、薬効薬害試験、複数年、複数都道府県において6例というのが原則でございますけれども、マイナー作物などでしたら2例の試験でもいいようにするとか、更には、類似の作物の中であれば、そのグループの中で代表的な作物で試験を実施するという形で、そのグループ全体として農薬登録ができるような仕組みというのは、これまでも講じさせていただいてきたところでございます。

更に昨年12月の第3次答申を踏まえまして、さらなるグループ化ということで、お手元の資料の2ページ目に資料を付けさせていただいておりますが、平成19年4月2日付けということで課長通知でございますけれども、改正もさせていただきまして、これまでのグループ化を更に推進ということで、具体的には3～4ページを見させていただきますとおわかりになるかもしれません。改正部分だけが描いてございますが「いね科細粒雑穀類」「しそ科葉菜類」、あるいは「せり科葉菜類」という形でのグループ化というものも推進いたしました、そのグループの代表的なもので試験を実施すれば、そのグループ全体で農薬登

録ができるという形での適用拡大に向けた取組みというものは、既に19年4月2日付けのこの通知の改正によりまして、対応させていただいているところでございます。

以上、とりあえず農薬の関係3点に対するフォローアップということで御説明させていただきました。

以上でございます。

○佐藤課長補佐 農産安全管理課の佐藤と申します。肥料を担当しておりますので、肥料についてお答えいたします。

肥料については1点指摘がございまして、普通肥料のうち可能なものについては更新期間を3年間から6年間に延長するという答申をいただいております。これについては既に普通肥料のうちで6年間に更新期間を延長できるものの整理を終わっております。この後はパブリックコメント、国内の一般の国民の方の関係者の意見を聞くという手続、その後WTO関係のTBT通報ということで、各国に意見を聞くような作業を経まして、必要な告示を改正するというような段取りになっております。

簡単ですが、以上です。

○浅沼審査室長 私は、種苗課審査室長の浅沼でございます。種苗管理センターの関係を御説明いたします。

1点目は、再試験の際の理由の説明につきましてですが、資料の7ページになります。再試験の際の理由につきましては、本年度から再試験が必要となった場合には、すべて出願者にその理由、審査官の名前を通知しまして、具体的な理由を更に聞きたい場合には問い合わせ等ができるような体制にしております。

今年4月以降、こういった措置を講じております。通達の改正については、遅れておりますが、実質4月から実施してございまして、今のところ28件すべてこういった通知をしております。

2つ目としまして、さらなる品種登録業務の民間開放ということでございますが、昨年に引き続きまして、種苗管理センターが栽培試験の一部を公募により民間に委託実施しております。19年度につきましては、ここに挙げている千葉県、鯉渕学園の方へ委託しております。

また、植物の種類ごとの審査基準、新しい種類の植物の出願があった場合には審査基準をつくるわけですが、これらに必要な基礎的知見の収集整理につきまして、公募により民間等に委託をして実施しております。19年度委託先は、きのこ協会ですとか広島市の動植物・公園協会、社団法人の農林水産技術情報協会に委託しております。

3点目でございます。ばれいしょ原原種生産の生産意欲のある民間企業への移行ということでございます。昨年これは御指摘を受けまして、原原種の生産権ですとか、民間、ホクレン等の農業団体、参入を希望している民間企業等を集めまして、いろいろと意見を聞いております。その後、具体的に希望のあった1社から計画等を作成していただき、地元北海道とかそういったところとの調整を進めてまいりました。具体的にその1社が参入す

る予定で話は進んでおります。

以上でございます。

○八田主査 どうもありがとうございました。

○昆専門委員 今日は意見交換ということもありまして、去年のものが官業民間開放というところで話をしていたものですから、実はこの会議としては、この農業生産がより意欲的に先進的に進むということが前提のテーマになっているわけですし、若干意見交換という意味合いでお話をさせていただきます。

農薬のことにに関して、官業民営化というところでやってきましたから、民間に開放しろという部分が主体になってしまったわけですがけれども、実は去年話題になっていた中で、薬害試験あるいは薬効テストが義務づけられていることに関して、実はそういう薬害が発生した場合、現実的に企業がその対応をしているわけですね。

現場的には、薬効が1年とか2年でなくなってしまうケースというのはあるわけですよ。それなのに薬効テストがあるというのは、果たしてどうなんだろう。むしろその結果については、薬害効果テストを農薬企業は当然やっていっしょやるわけですから、そのことを農薬登録の前提にする時代というのがそろそろ変わってきているのではないだろうかということを考える必要があります。

勿論、国民の安全ということの意味合いで、厳しい管理をする必要はあるわけですがけれども、一方でポジティブリスト制みたいなことが出てきているとしたら、従来の農薬登録制度、特に薬効薬害のところに関して、今は適用拡大のところでも従来だったら考えられなかったような拡大が出てきているわけですがけれども、もう一步踏み込んだ農薬登録制度における薬効薬害ということがこの先、御検討をいただくことも必要なのではないかと考えている次第ですが、どうなんでしょうか。

○鈴木室長 今回の昆専門委員からの御指摘についてでございますけれども、確かに薬効薬害試験はもう企業は当然やるよねという側面は勿論あると思うんですけども、私どもが国として、薬効薬害試験のデータをなぜ取っているか。

それは、我々として農薬の場合には、例えばキュウリとかに農薬を散布する場合、適用病害虫は何で、使用時期は収穫1週間前だとか、使用濃度が幾らでとか、それはどうしても定めた上で、それを前提にして更に一番残留しやすいであろう試験条件の中で作物残留試験をやっていただいて、その結果から厚生労働省の方で残留基準値を打っていただくという話があります。

したがいまして、何でもかんでも作物残留試験を適当にやって、それで例えば0.1ppmという濃度が残留試験の結果で出たから0.5ppmと打つということでは、決してまずくないということを御理解いただければと思います。

○昆専門委員 私が言っているのは、薬効薬害テストということですよ。

○鈴木室長 では、その使用基準を定める上で、どういうことになるのかといった場合の前提といたしまして、私どもとしては薬効薬害試験のデータというのもあって、当然取っ

ておいていただいて、例えば適用病害虫。メーカーはこの虫に効くといっているけれども、我々としてはそれだけではなくて、あとは農家の使用場面なども考慮しながら、アブラムシと言っているけれども、ほかの虫への薬効もあって、農家が一緒にまいたりするのではないかということも考えられますので、そういう面で適用病害虫の範囲も含めまして、必要な使用基準を明確に定めて、更にそのワースト的なところでの作物残留試験というのをやって、その結果を残留基準値として打ってもらおうという流れの中で、薬効薬害試験というのはまずその前提として、我々としては取っていく。

それができませんと、結局何が起こるかといいますが、現場で例えば農家の段階で、我々が想定している使用範囲を超えたような使い方がもしなされたりすると、残留基準値をオーバーしてしまうこともあり得るかもしれませんし、そういう面では国民の健康影響を守る観点からも、我々としてはその使用基準を適切に打つんだという観点で、その薬効薬害というのは前提という形で取っていく必要があるのではないかと考えております。

○八田主査 どうもありがとうございます。ほかに御質問はございませんか。

○米田委員 最後の種苗課の方に質問なんですけど、民間開放されたという実績が上がっておりますが、恐れ入りますが、ここに書いてある法人は例えば民間の株式会社なのでしょうか。

○浅沼審査室長 民間です。

○米田委員 千葉県農業総合研究センターというのは、株式会社ですか。

○浅沼審査室長 (2)の方は、千葉県は県の試験場です。長野県も長野県の試験場です。

○米田委員 長野県の試験場を公募により民間に委託実施した民間と呼ぶのですか。

○浅沼審査室長 鯉淵学園は民間の学校になります。

○米田委員 今、私はそれを聞いたんですけども、民間と書いてあるんですけど、どうも県の試験場のような感じがします。

○浅沼審査室長 民間といいますか、要は我々は県にしる、社団なり財団法人にしる、本当の一般企業にしる、それは関係なく、そういう能力のあるところを含めて幅広く募集した結果、応募されてきて委託することになったということでもあります。

○米田委員 一応お伺いしますと、千葉県は千葉県の外郭団体のような感じなんですか。

○浅沼審査室長 外郭団体ではなく、県の機関です。

○米田委員 県の機関そのものですね。それから、この鯉淵学園は民間なんですか。

○安久課長補佐 財団法人農民教育協会の中の鯉淵学園という、そこが運営している鯉淵学園という農業の3年間の大学校がございまして、そこに委託をしているということです。

○米田委員 その上の団体は何なんですか。

○安久課長補佐 農民教育協会です。

○米田委員 農民教育協会というのは、どういう団体なんですか。

○安久課長補佐 財団法人です。

○米田委員 では、長野県野菜花き試験場というのはどうですか。

○浅沼審査室長 県の機関です。

○米田委員 その下の全国食用きのこ種菌協会はどうですか。

○浅沼審査室長 これは社団とか財団のような法人格を取っていない任意の団体です。

○草刈議長 要するに民間ではないということですね。

○米田委員 今、何を言いたかったかという、民間にと書いてあるのが必ずしも適切ではないのではないかとということです。県の組織ですよ。

○草刈議長 公的な組織になっています。これを民間開放と呼ぶのか。あるいはどういう過程でこういうところをお選びになったのかというのはわからないけれども、官業の民間開放という立場から言うとおかしいのではないかと。これは民間ではないのではないかとこのことを言っております。

○浅沼審査室長 これはすべて開放はしております。ただ、純粋な民間の方からの応募がなかったということで、県の試験所が応募してきたということでもあります。

○八田主査 県の方には、いろいろと補助金とか公的なお金が入っているわけでしょう。県も応募できると、民間にとっては不利になりますね。

○浅沼審査室長 人件費とかですね。

○八田主査 純粋に採算になってやらなければいけない民間会社が県と競争したら、非常に不利ですね。

○昆専門委員 去年いろいろと御質問をしている中で、原原種生産について海外の事例がございましたが、基本的にほとんど官業がやっているというお話を伺った記憶があります。

現実には民間の種屋さんといいましょうか、原原種に尽きるところも含めて、随分オランダだとかああいうところに行くと、そういうのが活発にやっておられるような気がするんですけども、特にばれいしょについてこだわっていますのは、土地利用が他の作物で日本でこれから伸びるであろうというのは、ばれいしょは非常に期待できていると思っています。

そのときに別に官がやったって構わないんです。マーケットニーズに応えられることをどんどん活性化させるためには。逆に言うと、どんどんやってくださいというぐらいのことを業者の方からアナウンスしていくというぐらいの方が必要なのではないのかなと。米田先生が御指摘のような、2と3はテーマは違いますが、こういうことについてももっともっと民間が喚起するといいますか、逆のブレーキがあって、こういうところに行ってしまうのか、あるいは何か利益誘導があるのか。

もっともっとビジネスチャンスが民間に提供することがあると、農業活性化は進み得るのではないかなという気がしまして、そんな意味合いでも今後の展開として、議論の進め方も含めまして、考えていければいいのかなと思っております。今日は意見交換ですからね。

○草刈議長 この場ではっきりさせておきたいのですけれども、主査が言われたように、いわゆる行政関連のところ委託をするというのは、本当の意味での民間委託とは異質な

ものであるという認識をせざるを得ません。よって独立行政法人に委託するというのも、そういう意味では同じですね。

ですから、一部を公募により民間に委託実施と書いておりますが、それは表現としてはおかしいのではないのでしょうか。民間ではないでしょう。だから、ほかに応募したところがないとか、そうではなくて、やはり民間がそういうことをやっているのであれば、独法なり何とか法人に委託するのと変わりはないという認識になります。その辺はどうでしょうか。

○浅沼審査室長 我々は特に県を排除するような公募の仕方をしていないというのは、多分そういうことになるのかもしれませんが。もし必要であれば、県はだめとか公益法人はだめとか、そういう条件を付けることはいいんですが、実際に農業の関係というのは、今まで全く純粋の民間が仕事をしてきたという実績が余りないということで、実際に手を挙げてくるところが出てこないというだけになってしまうので、我々はそういう公益センターがやっているような仕事を外に出すと、それを見て、ほかにも外部にそうやってセンターの仕事を出すようなことがうまくできるようになれば、これは民間の方が今後の長い目で見れば、参入してくることができるのではないかと考えております。

今回、純粋な民間はないからといって、全く外にも出さずにセンターが丸々自分らでやりますというような形よりは、ある程度外に出すということで、それを受けた先が県だったかもしれませんがけれども、長い目で見れば、だんだん民間とかいろんな大学なり、そういう公園とか博物館のようなところとか、いろいろと能力のあるところにも声をかけていますけれども、まだなかなか手を挙げてきていませんので、もう少し長い目で見ていただければ、そういったところからの応募も増えてくるのではないかと考えております。

○八田主査 公募に際しては、どれだけのお金が払うというのは、前もって指定しているわけですか。

○浅沼審査室長 一応予算がありますので、余り高額なあれはできませんが、一応これぐらいという目安は示しております。

○八田主査 その結果、ここだけが応募したという可能性もあるわけですね。繰り返しになりますけれども、税金が出ているということだと、県のオファーの方が仮に安く見えても、国全体にとってはもっとお金がかかっている可能性があります。

○八田主査 ほかにございますか。

では、どうもお忙しいところをありがとうございました。今後とも、引き続きフォローアップに御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(農林水産省生産局種苗課及び消費・安全局農産安全管理課関係者退室)

(以上)